

食の安全フォーラム in いわき  
「食品中の放射性物質について」  
議事録

平成 24 年 9 月 5 日（水）

いわき会場（いわき市総合保健福祉センター）

消費者庁  
内閣府食品安全委員会  
厚生労働省  
農林水産省  
いわき市

○司会（消費者庁・石川） お待たせいたしました。ただいまから「食の安全フォーラム in いわき～食品中の放射性物質対策について～」を開催いたします。本日、司会を務めます消費者庁消費者安全課の石川です。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、主催者を代表して、いわき市保健所長新家利一から御挨拶を申し上げます。

○新家所長（いわき市保健所） 皆様こんにちは。いわき市保健所長の新家でございます。主催者を代表いたしまして、一言御挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、「食の安全フォーラム in いわき」に御参加をいただきまして、まことにありがとうございます。また、皆様には、日ごろから食品衛生行政の推進に御理解と御協力を賜っておりますことに、改めまして深く感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

このフォーラムは、食の安全を確保するため、消費者、食品事業者、行政の情報及び意見交換を行う場として毎年開催しているものでございます。今回のフォーラムは、国といわき市の共催で開催することとなりました。本日のフォーラムのテーマは、「食品と放射性物質」となっております。昨年の東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故の発生によりまして、福島県産、いわき市産の農産物等から基準値を超える放射性物質が検出されるなど、市内におきましても、食の安全に対する不安が高まり、行政や食品関係者に対しまして、これまで以上に食の安全・安心、信頼の確保などが強く求められる状況となっております。

このため市といたしましては、農産物や水道水等の放射性物質モニタリング検査を実施、それとあわせまして、流通している加工食品等の検査を実施し、その結果を公表しております。市民の皆様方の不安解消に努めているところでございます。

本日のプログラムでは、まず食品と放射性物質をテーマとした基調講演をしていただきまして、その後、パネルディスカッション、皆様との意見交換を予定しておりますが、パネルディスカッションや意見交換の中で、本市での取り組み等についても話題提供できればと考えております。参加者の皆様との意見交換におきましては、皆様方の活発な御意見等を頂戴できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、御参加いただいた皆様にとって、このフォーラムが食品と放射性物質に関する理解を深めていただくきっかけになればと考えております。

結びに、本日のフォーラムの開催に当たりまして、御多忙中にもかかわらず、快くお引き受けいただきましたコーディネーター、パネリストの皆様方に感謝申し上げますとともに、会場の皆様方の御健勝を御祈念申し上げます。開会の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会（消費者庁・石川） それでは、お配りしてあります資料の確認をさせていただきます

ます。封筒の中に資料が1～3、右上のほうに資料1、資料2、資料3と明記してあるか  
と思います。お手元にございますでしょうか。

それから、関連する資料が幾つか入っております。お帰りになってからごらんいただ  
ければと思います。

また、その資料の中にきょうは食品と放射能Q&Aという緑色の冊子も入れてござ  
います。これは先週、8月末日に新しい第7版ができたばかりのものです。大変恐縮な  
のですが、誤りがあって正誤表が別途入っているかと思ひます。正誤表とあわせて  
お持ち帰りいただいて、ごらんいただきたいと思ひます。

足りない資料がございましたら、お近くの係の者にお申し出くださるか、休憩時間  
に受付のほうにお越しいただければ、足りない資料をお渡しできます。よろしくお  
願ひいたします。

続いて、議事次第をごらんください。本日はまず、内閣府食品安全委員会事務局  
リスクコミュニケーション官、篠原隆より「食品中の放射性物質による健康影響につ  
いて」、約20分の講演があります。次に、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準  
審査課課長補佐、鈴木貴士より「食品中の放射性物質の新基準値及び検査につ  
いて」、約30分の講演があります。次に、農林水産省生産局総務課生産推進室長、  
安岡澄人より「農業生産現場における対応について」、約30分の講演がありま  
す。この後、休憩となります。約10分の休憩を挟んで、パネルディスカッション  
を行います。また、パネルディスカッションの後半では、会場の皆様を交え質疑  
応答、意見交換を行いたいと思ひます。閉会は16時30分を予定してありま  
す。議事の円滑な進行への御協力をよろしくお願ひいたします。

また、今回の開催に先立ちまして皆様よりお預かりしてあります質問は、でき  
る限りそれぞれの説明の中で触れるよう努めますが、時間の都合上、全てにお答  
えすることが難しいことが予想されます。説明内容に含まれていない場合には、  
最後に質疑応答、意見交換の時間を設けておりますので、そちらの時間で再度  
御質問をしていただければと思ひます。

それでは、最初の基調説明に入ります。第1として、内閣府食品安全委員会  
事務局リスクコミュニケーション官、篠原隆より「食品中の放射性物質による健康  
影響について」、御説明させていただきます。

○篠原（食品安全委員会） ただいま御紹介をいただきました、食品安全委員会  
事務局の篠原と申します。よろしくお願ひいたします。

きょうの最初の説明となりますので、私のほうから「食品中の放射性物質による  
健康影響について」と題しまして、食品安全委員会で行いました食品中の放射  
性物質に係ります健康影響評価の結果について御説明をいたしますが、最初の  
説明ということでございますので、若干おさらいという意味も含めまして、  
放射性物質についてごく基礎的なお話をさせていただきますと思ひます。既  
に御存じのことがほとんどかと思ひますが、復習のつもりでお聞きいただ  
ければと思ひます。

(PP)

放射線、これ自体は物質を透過する高速の粒子、高いエネルギーの電磁波ということで、ここにありますようにガンマ ( $\gamma$ ) 線、エックス (X) 線であるとかベータ ( $\beta$ ) 線あるいはアルファ ( $\alpha$ ) 線といった種類がございます。それぞれの性質によって透過力等も異なってくるといったところですが、ガンマ ( $\gamma$ ) 線、エックス (X) 線と呼ばれるのは、高いエネルギーの電磁波ということになります。

(PP)

きょうのお話であります放射能と人体影響というお話ですが、このお話をする際に出てくる単位ということでございます。きょう、この説明の中で使わせていただきますのは、ベクレル (Bq) とシーベルト (Sv) という2つの単位を使わせていただきます。

放射能といいますのは放射線を出す能力ということですが、その強さをあらかず単位がベクレルということになります。食品の検査などで使われておりまして、1 kg 当たり〇〇ベクレルといったような使われ方をしているかと思えます。

それを人体が受けたときの人体影響のレベルをあらかず単位がシーベルトというものになります。実効線量と言っておりますが、体の内部に放射性物質を取り込んだ場合、内部被ばくということになるわけでございますが、これを何ベクレルか取り込んだときに人体影響の単位であるシーベルトに換算することができまして、それを実効線量係数という係数を使いまして換算していくということになります。

体内に取り込みますので50年間、子供の場合ですと70歳まで受ける線量を計算できるような係数として設定されております。

(PP)

その計算の例でありますけれども、実効線量係数といいますのは、放射性物質の種類ごとに異なります。また、摂取経路によっても異なります。それから、年齢区分といったことでも、感受性であったり代謝のスピードだったりということがございますので違う。それぞれがこれまでの知見を集めて、国際機関等で設定をされております。例えばセシウムだったりヨウ素だったりという単位でそれぞれに設定されているということですが、この計算ではセシウム137を1 kg 当たり100ベクレル含むような食品を1 kg 摂取した場合ということで計算しておりますが、それに実効線量係数が大人の場合ですが、0.000013ということになっておりますので、掛け算をしますと100ベクレル摂取しますと0.0013ミリシーベルトと換算ができるということになります。

(PP)

放射性物質が減る仕組みということで書かせていただいております。放射性物質を取り込んだ場合には、放射性物質の物質としての性質、体の仕組みによって減少いたします。1つは物理学的半減期と言っておりますが、放射性物質は不安定な原子核が崩壊して放射線を出すわけですが、放射線を出して安定的な物質に変わってまいりますので、放射線を出せば徐々に放射能が弱まってきます。それが半分になる期間というのが物理学的半減期

ということで、もともと 100 ベクレルあったものが 50 ベクレルになる、それにどのくらいの時間がかかるかということですが、これは放射性物質ごとによって違っております。セシウム 134 であれば 2 年少々、セシウム 137 は 30 年、この原発事故の当初問題になりましたヨウ素 131 の場合は、半減期が 8 日と短いので、現時点ではもう検出されなくなっているという状態であります。

体内に取り込んだ場合ですけれども、我々の体の代謝によって徐々に排泄されてまいります。排泄されてそれが半分になる期間を生物学的半減期と言っております。これも物質の種類によって違いますし、代謝のスピード等によっても違いますので、年齢区分で見ますと、大人であればセシウムの場合数十日かかりますけれども、ゼロ歳児であれば 9 日程度で半分になるということであります。

(PP)

放射線の被ばくということでは、内部被ばくと外部被ばくということがあろうかと思えます。内部被ばく、外部被ばくの全身への影響については、同じ単位のシーベルトで評価できるということであります。内部被ばくのお話は先ほどいたしました。摂取したものについて、摂取した放射能の強さ、ベクレルに対して実効線量係数というものを掛けることで得られます。

外部被ばくの場合は、その時点の放射線の強さ、線量率と言っておりますが、これに被ばくした時間を掛けることで得られるということになります。

(PP)

もともと自然界にも放射線あるいは放射性物質は存在しております。以前より我々はこの程度の放射線を受けているということがございます。日本人の平均で年間 1.5 ミリシーベルトぐらいということですが、さまざまなものから受けておまして、宇宙線、大地から、大気中の放射性物質から、きょうのお話の中心であります食品からも被ばくをしている、放射性物質を摂取しているということになります。

この自然界から受ける放射線の量は、地質等によって違いますので、国内でも地域差がございまして。県間で比べれば、国内でも最大で 0.4 ミリシーベルト程度の地域差があるということになります。

食品中の放射性物質、代表的なものとしてはカリウム 40 といったものがございまして。

(PP)

そのカリウム 40 ですが、カリウムといいますのは我々の体のバランスをとるために不可欠のミネラルですし、植物にとっても必要な栄養素でありますので、食品にはカリウムが当然含まれております。そのカリウムの 0.012% 程度が放射性物質でありますカリウム 40 でした、常に我々の体にはこのカリウム 40 がある程度含まれているということになります。食品中にも含まれておまして、この表では重量当たりで出しておりますので、乾物は濃度が高くなっておまして、ミネラルの多いものといったものは高くなるという傾向がございまして、食品には幅広く含まれております。

我々の体にも当然含まれておりまして、65キロぐらい体重を持っていますと、7,900 ベクレルぐらいの放射性物質、カリウム 40 等の放射性物質を我々自身も持っているということでもあります。

(PP)

放射線によります健康影響の種類ということですが、1つは確定的影響と言われるもの、もう一つ、確率的影響と言われるものがございます。確定的影響といいますのは、比較的高い線量で出る影響でございまして、脱毛であったり不妊など、高線量を一度に受けた場合に出るといったものでございます。こちらの場合は、しきい値とっておりますが、それ以下では影響の出ない値、しきい値があると言われておりまして、例えば永久不妊のしきい値といいますのは、男性の場合ですと 3,500 ミリシーベルト、女性の場合ですと 2,500 ミリシーベルト、それ以下では影響が出てこない、これを超えると影響が出始めるという値があると言われております。

もう一つが確率的影響ですが、こちらは発症の確率が線量とともにふえるとされる影響でして、白血病を含みますがんなどがその典型的なものということと言われております。放射線を受けますと、DNA が損傷を受けるという場合がございます。ただ、放射線は自然の放射線もございまして、DNA が傷を受けるというのは放射線だけではありませんので、もともと我々の体には DNA が傷ついた場合に修復する機能を持っております。通常は DNA が損傷しても多くの場合は正常に修復される。うまく修復できない場合であっても、そういった細胞を排除、死んでいく、あるいはがん化するといったものがあるとしても、それも免疫機能によって排除されるということで、何段階かの生体防御機能によりまして、ほとんどはがんまで至らずに治るといえるのか、がんが発症しないということではありますが、ごくまれにがんまで至る場合があります。こういうものの確率が線量がふえるとともにふえる可能性があるということが言われております。

(PP)

ここからが説明の中心でございます、食品健康影響評価のお話でございます。

(PP)

最初に放射性物質に関しますリスク評価とリスク管理の取り組みということで、経過を御説明したいと思います。食品安全委員会といいますのは、リスク評価、食品中の危害物質、今回の場合ですと放射性物質ということですが、食品中に含まれております危害物質を摂取することによってリスクがどの程度あるのかといったところを評価する。それを科学的知見に基づきまして、客観的、中立公正に評価する機関ということでもあります。

一方、リスク管理機関、ここでは厚生労働省と書かせていただいております。放射性物質の場合ですと厚生労働省からリスク評価の依頼を受けておりますので、ここを厚生労働省としておりますが、リスクを管理するということでは農林水産省であったり消費者庁であったりといったところもこちらのリスク管理機関に入りますが、こちらのリスク管理機関においてリスク評価結果に基づいて、費用対効果であったり技術的可能性であったり、

あるいは国民感情等を踏まえて、規制値等を具体的に決定するあるいは検査等の仕組みを整えるといった対策をとるわけでございます。

今回の場合、昨年3月17日に緊急事態ということでございましたので、暫定規制値を厚生労働省で設定をされます。この暫定規制値は、緊急の事態でありましたので、こちらのリスク評価を受けずに既存の原子力安全委員会の防災指針を援用して決められたということで、事後的に食品安全委員会のほうに評価の依頼が参ります。緊急取りまとめを行って、その結果をお返しをして暫定規制値が約1年使われるということになります。

ですが、こちらの取りまとめは緊急でございましたので、低線量での発がんリスクといった評価をさらに行う必要があるということで、継続してリスク評価を行いまして、評価結果を昨年10月27日に通知させていただいております。これらを踏まえまして、厚生労働省におかれて専門家の検討等も経て、新たな基準値の設定がされ、この4月から施行されたという流れになっております。

(PP)

食品健康影響評価でございますが、食品の健康影響評価は科学的知見に基づいて行うということですが、既存の科学的な知見ということで各種の文献を検討していくということになります。今回の場合ですと、約3,300の文献に当たっております。国際機関の報告書、その引用文献という形にさかのぼって調べておりますし、各機関の公表資料であるとかそのほかの科学論文であるとか、広く集めてまいります。

科学論文を精査する観点ということでございますが、放射線の健康影響ということで評価してまいりますので、被ばく線量の推定がきちんとされているか、信頼に足るものかといった視点、調査研究手法が適切かという視点で文献を精査してまいりました。

ただ、食品由来の健康影響の評価でありますので、食品由来の被ばくのデータがあれば一番いいわけですが、食品由来の内部被ばくに限定した疫学データは極めて少なかったということがございますので、外部被ばくを含んだ疫学データも用いて検討を行っております。

(PP)

放射線の影響ということでは、低線量での影響というところが問題となるわけですが、これについて国際機関、放射線のリスク管理のために高線量域で得られたデータを低線量域に当てはめて適用するというモデルが示されております。これは高線量域で得られた影響の程度をそのまま真つすぐ直線で引いていく。また、そのしきい値はないという考え方のモデルの例であります。こういうモデルがあります。

ただ、さまざまなモデルが提示されておまして、このように真つすぐはおいてこないで、もうちょっと緩いといいますか、上のほうにあるのではないか。あるいは低線量でもしきい値があるのではないかという仮説もございます。ただ、低線量域の影響ですので、そこははっきりしないところがありまして、モデルの検証は困難ということで実際の被ばくした方々の疫学データに基づいて判断を行ったということでもあります。

(PP)

先ほどお話ししたとおり、線量の推定がきちんとされている、また調査手法がきちんとしている、多数の件数が調査されているといったデータを集めてまいるわけですが、このようなデータがございます。

1つは、インドの自然放射線が高い地域、ケララ州という地域での大規模な疫学調査の例でありますけれども、こちらの調査では発がんリスクの増加が見られていない。累積線量 500 ミリシーベルト強になるような地域を対象にした調査ですけれども、リスク増加が見られなかったという報告がございます。世界的には、自然放射線が高い地域はほかにも中国であるとかブラジルであるとかございます。そういったところでの調査もございますが、リスク増加が見られないという報告が同様にございます。

被ばくの疫学データということでは、広島・長崎の原爆の被ばく者についての疫学調査というのが大規模に長期間行われております。こちらのデータを見ますと、白血病による死亡リスクという点では、200 ミリシーベルト以上被ばくした集団と被ばくしていない集団を比較しますと、リスク上昇が見られますが、200 ミリシーベルト未満ということでは、被ばくしていない集団と統計学的に比較しますと差がないといったデータがございました。

固形がん、通常のがんです。この死亡リスクに関しますデータについて言いますと、0～125 ミリシーベルトの集団まで引きますと、被ばく線量がふえるとリスクが高くなるということが統計的に見られるわけですが、それを 100 ミリシーベルトまでに落としてまいりますと、そういう相関が統計学的には確かめられないといったデータがございました。

(PP)

疫学データということでは、小児であるとか胎児に関しますデータについても積極的に収集しております。チェルノブイリの事故の報告でございすけれども、5歳未満であった小児に白血病のリスクの増加が見られた。あるいは被ばく時の年齢が低いほど甲状腺がんのリスクが高かったといった調査がございす。ただ、線量に関しては線量の推定に不明確な点があったという問題がございす。

胎児への影響という観点では、1シーベルト、つまり 1,000 ミリシーベルトですが、それ以上の被ばくにより精神遅滞が見られたけれども、0.5 シーベルト、つまり 500 ミリシーベルト以下の線量では影響が見られなかったといった報告もございす。

(PP)

このような各種の知見を整理いたしました食品健康影響評価結果の概要でございす。影響評価の結果としまして、放射線による影響が見出されているのは、生涯における追加の累積線量がおおよそ 100 ミリシーベルト以上という判断をしております。

小児の期間については、感受性が成人より高い可能性があるという判断をしたということもございす。

ただ、100 ミリシーベルト未満の健康影響については、曝露量の推定に不正確さがある。100 ミリシーベルト以下という低い線量での影響ですので、その影響もあつたとしても非

常に小さくなっておりますので、放射線以外のさまざまな影響と明確に区別できないという可能性がある。そういうものを検出するには、疫学データの対象の規模が小さいということから、健康影響の程度が個人差の範囲に埋没して、健康影響について言及することは困難だったということでもあります。

(PP)

最後に「おおよそ 100mSv」の意味でございますけれども、100 ミリシーベルトというのは、この値を超えると健康影響が出るという値ではございません。影響があるないという先ほどしきい値のような意味を持つ値ではございません。あくまでもこれを超えると健康上の影響が出る可能性が高まるのが統計的に確認されている値ということでもあります。

この 100 ミリシーベルトといいますのは、あくまでも食品からの追加的な実際の被ばく量、食品中の放射性物質の量であるとかあるいは我々日本人の食生活であるとかということから見ました実際の被ばく量に適用して、管理機関において適切な管理を行うために考慮すべき値ということを示させていただいたものということでございます。

私の説明は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○司会（消費者庁・石川） ありがとうございます。

次に、「食品中の放射性物質の新基準値及び検査について」、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐、鈴木貴士より御説明させていただきます。

○鈴木（厚生労働省） 皆さんこんにちは。御紹介にあずかりました厚生労働省食品安全部基準審査課の鈴木と申します。本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。

私のほうからは、厚生労働省が、今年の東京電力の事故を受け、食品中の放射性物質に対する対策としてどのようなことをしてきたかということをお紹介させていただきます。

(PP)

はじめに、今日お話する内容のアウトラインですけれども、厚生労働省の安全確保の取り組みは、まず食品中の放射性物質に対する基準値を策定する、そして、それに基づく検査をしていく、さらに、検査によって超過が見られた食品などについての対応をしていくという流れになっておりますので、この流れに沿って御説明させていただきます。

(PP)

まず、基準値の設定でございますけれども、今年の事故を受けた対応としましては、事故の前にもともとは放射性物質の基準値というものはございませんでしたので、緊急的な対応としまして、原子力安全委員会が事故を想定してあらかじめ準備をしていた、飲食物摂取制限に関する指標というものを食品衛生法に位置づけ暫定規制値として設定いたしました。

その後、さまざまな情報が集まってきまして、食品安全委員会から科学的な評価といっ

たものも出てきたということを受けまして、厚生労働省の審議会で専門的な議論を踏まえて、新たな基準値をこの4月から設定しているというところでございます。

(PP)

この基準値の内容ですけれども、そもそも暫定規制値については、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されていたと考えています。ここで言う安全というのは、後ほど御説明させていただきますけれども、さまざまな所で実施されている食品からの放射能の摂取量調査などの結果を天然の放射性物質の摂取量などと比較してみると、追加のリスクはほとんど無視できる程度の小さな水準にとどまっていたといった知見からこういった表現をさせていただいております。

そういった暫定規制値でも十分に安全性というものは確保できる状態にあったと考えてはおりますけれども、厚生労働省としてより一層食品の安全と安心を確保していくといった観点で、今回、新たな基準値を施行させていただいたというところになります。

新たな基準値の一番の大きな変更点は、年間に食品からの被ばく量として許容する限度の線量を5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げたという点になります。これに基づく基準値は、右下のグラフにございますとおり、飲料水が10ベクレル、牛乳は50ベクレル、一般食品は100ベクレル、乳児用食品が50ベクレルといった形になっているわけでございます。

(PP)

資料に、左上に「参考」と記載したページを何ページかつけさせていただいておりますが、こちらはお時間の関係で御説明は省略させていただきますが、お帰りになられて疑問等ございましたら、お読みいただければと思います。

(PP)

今回の基準値で一番大きな変更点が、食品からの内部被ばくの線量の上限を1ミリシーベルトにしたというところにありますけれども、それでは、なぜ1ミリシーベルトなのかというところがございます。一番大きな理由としましては、食品の国際規格を作成しておりますコーデックス委員会というところが、現在の委員会のガイドラインとして食品からの被ばく量を年間1ミリシーベルトを超えないようにという形で設定していることが挙げられます。

この年間1ミリシーベルトという数字は、放射線防護の専門家から成る国際的な組織であるICRPという学術団体においても、これ以上厳しい措置を講じても有意な線量の低減は図れないため、更に厳しい措置は必要ない水準とされているレベルになっております。

もう一つ、2番目の理由としまして、食品中の汚染物質の管理であったり、放射線からの防護の学問であったりに共通する考え方としまして、社会的、経済的な影響というものも加味しながら、合理的に達成可能な限り放射線の被ばくは低く抑えていくという考え方があるわけですけれども、この点に関連して、今回の事故を受けたさまざまなモニタリング検査の結果等から、多くの食品からの放射能の検出濃度というものは十分に低くなって

きている。したがって、年間1ミリシーベルトまで規制値を低減することができるということも判断の根拠となりました。

また、先ほど食品安全委員会のほうから、生涯累積100ミリシーベルトという値より小さな線量の影響については、個人差のレベルに埋没してしまうほどそのリスクが小さいといった説明がありましたけれども、年間1ミリシーベルトという水準は、そういった食品安全委員会の科学的な評価とも整合するものであると考えております。

(PP)

続いて、やはり、御質問を多くいただく内容なのですが、今回の基準値は放射性セシウムのみ基準値を設けております。この点について、なぜ、基準値がセシウムだけなのかというご質問です。実はこの基準値はセシウムの基準値ではあるのですが、そのほかの核種についても影響を考慮しております。具体的には、今回の事故で放出されたと考えられている核種のうち、半減期1年以上の核種、具体的にはストロンチウムであるとかプルトニウム、ルテニウムといった核種も影響を考慮できるように設計しております。

しかしながら、これらの核種のうち、放射性セシウム以外の核種というのは検査の上での問題がありまして、測定に非常に時間がかかるということがあります。生鮮を含めた食品の検査ですので、検査結果が出るまでに何カ月もかかるということでは、規制としての実行上の意味がありませんので、今回は放射性セシウムの基準値が守られていれば、それ以外の核種の線量も合わせて1ミリシーベルトを超えないようにするという形でセシウムの基準値を設定しております。

もうちょっと補足しますと、例えば19歳以上の男性の場合であれば、放射性セシウム以外の核種からの線量が最大で12%ぐらいになるという計算をあらかじめ見込んでおいて、残った1ミリシーベルトの88%の中でセシウムの基準値を計算するということで、セシウム以外の影響を含めて基準値を設けました。

(PP)

続きまして、年間1ミリシーベルトという上限値から、食品1kg当たり100ベクレルという放射能の濃度の基準値をどう算出したかということの説明させていただきます。まず、基準値を計算する前提ですが、飲料水につきましては、WHOが1kg当たり10ベクレルというガイドライン値を示しておりましたので、これをそのまま用いるということにいたしました。次に、国内産の食品が全て基準値の上限で汚染されるということはモニタリング検査の結果からも現実的には想定されませんので、流通食品中に占める汚染される食品の割合は50%と仮定いたしました。

これらの前提をもとに基準値を計算するわけですが、先ほど食品安全委員会からも説明がありましたとおり、ベクレルとシーベルトを換算する際には、このような式で計算することができます。すなわち、放射性物質の濃度とそれを食べる摂取量と実効線量係数というものを掛け算するとミリシーベルトという値になります。ですので、今回の場合ですと、年間1ミリシーベルトにおさまるようにということで、ここを1ミリシーベルト

にする。国民の平均的な摂取量と実効線量係数というのは決まった値というものがありますので、そういった値を代入してあげて、放射能の濃度についての方程式として解いてあげる。そういうことで基準値を割り出しました。

最終的に、これによって例えば13～18歳男性の場合ですと、120ベクレルという値が出てきましたので、これを安全側に切り下げた100ベクレルというものを基準値としているわけです。

(PP)

続きまして、これも御関心が高い方が多くいらっしゃるかと思うのですが、大人も子供も食べ物を食べるのに、同じ基準値で本当に大丈夫なのかという御心配についてでございます。それについて、今回の基準値では実は1歳未満、1～6歳、7～12歳という形で年齢を細かく分けて、さらに男性と女性でも食べ物の食べ方というものは異なりますので、そういったことも考慮して、先ほどの方程式でご説明した計算を10の年齢・性別区分別に計算しております。そして、出されてくる限度値と呼ばれる、先ほど13～18歳で120ベクレルと申し上げましたけれども、そういった値を全て比較して、最も厳しい値、具体的には食べ盛りの13～18歳の男性ですが、この値の120ベクレルをもとにして最終的な基準値を適用しております。ですので、言いかえますと、全ての年齢の方にも年間1ミリシーベルトにならないように影響を考慮した基準値となっております。

さらに、乳幼児などは成人などに比べて、食品を摂取する量が余り多くありませんので、食品からの内部被ばくという観点では線量が大きくなりにくいという側面も一方ではあります。ですので、乳幼児にとっては限度値と比べて余裕があるという形になっております。

ただし、やはり乳幼児であったり、子供の年代の方にとっての配慮というものも非常に大事になってきますので、お子さんの摂取量が一般的に多い牛乳であるとかお子さんだけが食べる乳児用の食品につきましては、一般食品の規制値である100ベクレルの半分である50ベクレルという値を適用することで、さらに安全性を確保するという入念的な対応をしております。

(PP)

少し方程式などが出てきてややこしい話になってしまいましたので、今度は同じことを逆の観点で御説明したいと思います。

先ほどはシーベルトからベクレルという計算をいたしましたけれども、逆に100ベクレルという基準値の食品をずっと食べ続けたら、何ミリシーベルトぐらい年間に線量を受けてしまうのかということを計算したものがこちらになります。そうしますと、一番食べ盛りの13～18歳の男性が飲料水、乳児用食品、牛乳は100%基準値相当、それ以外の食品は半分が基準値相当汚染されていたと仮定しましても、受ける線量というものは0.8ミリシーベルトにとどまる。十分1ミリシーベルトに届かないということがおわかりいただけるかと思えます。

さらに、1歳未満であるとか1～6歳といった小さなお子さんというのは、成人の年代

に比べてもさらに半分程度の被ばく量となるということで、乳幼児にも配慮できた基準値になっていると考えております。

(PP)

今、御説明したグラフは、基準値の上限まで放射能を含む食品を食べ続けた場合という想定でのグラフでしたけれども、福島の皆様はよく御存じかと思いますが、実際にはそういった状況というものとは全くなくなってきた。今のは空想上の図であるということはおわかりいただけるかと思いますが。そうしますと、実際に受けている食品からの被ばく量というのはどの程度なのかということが重要になってくるわけですが、そういった調査を行ったものの一例がこちらでございます。

これは昨年9月と11月に東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品をスーパーマーケットなどで買ってきまして、それをその土地土地の方々の平均的な食べ方で調製をしまして、その中に含まれている放射能の量を測定した。その量に基づいて1年間ずっと食べたらどれくらいの被ばく量になるのかということ推計したグラフです。

この青色のものが各地域で含まれていた放射能から受ける線量です。黄色のほうが天然の放射性物質であるカリウムの量です。これを見ていただきますと、東京であれば0.0026ミリシーベルト、宮城、こちら福島ですけれども、そういった地域でも0.02ミリシーベルトよりも低いような水準しか年間の被ばく量としてはないという状況になっているわけです。

同じように測定しました放射性カリウムが、おおよそ0.2ミリシーベルトぐらいどの地域でもあるという状況を考えますと、自然界の放射線と比べても今回、追加で受ける被ばく量というのは本当にごくごく小さなものになっているということがおわかりいただけるかと思いますが。

(PP)

自然界から受ける放射線の量についてももう少し補足させていただきますと、先ほど食品安全委員会からも説明がありましたが、食品から平均的に受けている自然界からの放射線というのは、年間0.41ミリシーベルトぐらいと言われております。この値というのは平均の値でして、例えば土地土地で食べるものといったものも異なってまいりますし、食べ物の好みとかによっても受ける量というのは当然変わってくるわけですが。おおよそ0.4ミリシーベルトぐらいの変動はある、マイナスはこれ以上はあまりないのですけれども、最大で0.8ミリシーベルトぐらい受けている地域といったものあるということが国内でもわかっております。

ですので、先ほど御紹介しました事故由来の追加の被ばく量というのは、福島県であっても0.02ミリシーベルトという水準ですので、そういった天然の放射性物質からの被ばく量の地域内変動の幅と比べても、本当に小さい値というぐらいになっているということが御理解いただけるかと思いますが。

ですので、もはや行政的な介入であったり、食品を特別に選んで食べ方を考えるとかと

いったことをしても、ほとんどそれによる線量の低減というのがなかなか出てこないぐらいまで、流通している食品の安全性というものは確保できているということが言えるのかなと思っております。

(PP)

続きまして、食品中の放射性物質の検査に関するお話をさせていただきます。放射性物質の検査状況ですけれども、暫定規制値が適用されていた昨年3月からことしの3月までは、13万7,000件ほどの検査が行われて、超過が1,200件ほどでございました。4月以降は基準値が厳しくなったことと、より放射能を含みやすいとされる食品について重点的に検査を行っているということもありまして、若干超過率というものは上がっておりますけれども、こういった水準になっております。

(PP)

検査の流れを御説明しますけれども、検査につきましては、国のほうから各都道府県に対しまして検査の対象品目であるとか、それぞれの対象品目の検査頻度などをガイドラインという形で示しまして、特に放射性セシウムが高く検出される傾向のある食品を重点的に検査していただくようにしております。

特に、その検査の地域としましては、東日本を中心とした17都県で積極的に行っていたいております。こういったセシウムの検出レベルの高くなる食品などを重点的に検査していただいているという状況になっております。

(PP)

具体的にどのような形で検査をしていただいているかというところですが、大きく過去に出荷制限があった地域、出荷制限の数、何件ぐらい出荷制限の指示があったかといったことなどで地域を大きく2つに分けて、それぞれにこういった形で検査をしてくださいというガイドラインをお示ししています。

重要なのは、50ベクレル以上の検出が過去にあった市町村、そういった場所では検体を多く検査していただいて、頻度も週1回とか決めた形でやってくださいということをお願いしております。また、牛肉であるとか乳といった飼料の影響、飼料の管理によって放射能を含んでしまうような食品については、継続的な管理というものが重要になってきますので、頻度をしっかり決めて検査を継続してくださいということをお願いしております。

そのほか、海産物についても週1回検査をすとかといった形で頻度も明示して、各自自治体のほうで検査の御協力をいただいているという状況になっております。

(PP)

続いて、検査の実際の方法を簡単に御紹介いたします。厚生労働省のほうで食品衛生法に基づく検査法として、2つの検査をお示ししております。1つが、ゲルマニウム半導体検出器というものをを用いた精密検査法、もう一つが、NaIシンチレーションスペクトロメータというものをを用いたスクリーニング法という2つを御紹介しております。実際の測定の流れですけれども、検体をこのように細かく細切しまして、その重さをはかりまして、

これがゲルマニウム半導体検出器になりますけれども、この容器の中にしっかり検体を詰め込んで、ゲルマニウム半導体検出器の中にその検体を入れまして、ふたを閉めて食品の中からピッピッピッと出てくる放射線が何カウントあるか、何本の放射線が出てくるのかということを検査するというをやっていただいております。

御存じのとおり、食品の放射能というのは非常に微量になってきておりますので、放射線が出てくる頻度というものが非常に少なくなっている。なので、その測定というのは、非常に時間がかかってくる。場合によっては何時間もかけて、ある程度正確性の確保できるカウント数が得られるまで測定するといったことを自治体の皆様にやられているという状況になります。

(PP)

最後に基準値を超過した食品に対する対応について御紹介をいたします。基準値を超過した食品が見つかった場合の対応ですけれども、食品衛生法に基づいた検査で基準値を超えた場合には、その食品とそのロット全体を法違反という形で処理して、回収であったり出荷停止といったことをお願いしております。さらに、超過というものが地域的な広がり、同一地域で複数見つかるといった場合については、原子力災害対策特別措置法という法律に基づきまして、内閣総理大臣の指示という形で、その地域全体の食品を出荷制限という形で制限をかけさせていただくという形になります。

これは、その地域にある食品すべてが本当は必ずしも基準値を超えるものばかりではないということになるわけですが、安全側の対応という形で原子力災害対策法の考え方に基づいて出荷制限という対応をしております。

さらに、現在そういうことはなくなっておりますが、著しく高い濃度の食品が確認された場合には、摂取制限という形でその食品は食べないでくださいということをお願いするというスキームを運営してきております。

(PP)

現在、具体的に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の品目としてどのようなものがあるかといったことを示した図がこちらになります。非常に細かい図で申しわけないのでありますが、おおまかに申し上げますと、除染のできない天然の山林の中に自生する食品であるとか、水産物、こういった除染のできない食品と、特に原木を用いたきのこについて出荷制限が残っているという状況がございます。

(PP)

最後に駆け足になりますけれども、厚生労働省で自治体の皆様の御協力のもとに行っている検査の結果の状況について簡単に御紹介いたします。厚生労働省では、各自治体の皆様の御協力で行っていただいた検査結果については、全て厚生労働省で取りまとめをしまして、ほぼ毎日ホームページでそれを発表するというをやっております。よく御質問をいただくのですが、例えば基準値を超過しなかったものは公表していないのではありませんかとか、そういった御質問もあるのですが、基準値を超えなかったものも全て検

出された数字を公表しております。さらに、検出限界という、今回の基準値は100ベクレルに対して20ベクレルより下であれば検出しないでいいという形になっているわけですが、それで検出されなかった食品についても、もちろん検査をしたということを公表しておりますし、実際にどのベクレルまではかったのかということも全て公表するようにしております。そういったものは毎日更新しておりますので、ぜひ見ていただきたいと思っております。

(PP)

これが最近のモニタリング検査での結果をまとめたものですが、詳しくは農林水産省のほうからも紹介があるか思いますので、簡単に触れさせていただきますが、一般の野菜といったものは既に、青が福島県の平均濃度、赤が福島県以外ですが、ほとんど検出は見られなくなっているという状況です。果実・種実・豆といったものも、100がここですが、こういった状況になっている。

水産物につきましては、まだ汚染と言いますか、放射能を含む食品というのが見られているわけですが、福島県などにおいても放射能を含みやすい魚種とそうでない魚種といったことの切り分けというものが徐々に解明されてきておりますので、そういったことで対応というのが今後進んでいくのかなと思っております。

(PP)

そのほか、牛肉、畜産物、乳といった飼料の影響を受けるものについては、ほとんど基準値を超えるものというものは事実上なくなっている。穀類についても同様、なくなっているといった状況でございます。

(PP)

以上、かいつまんでの御説明になりましたが、厚生労働省で震災以降対応してきた内容について御説明させていただきました。先ほども御紹介しましたが、厚生労働省のホームページのほうで毎日のモニタリング検査の結果というものは公表しております。例えばグーグルの検索などでこういったキーワードで入れていただくと、トップに出てくるかは日によりますが、上のほうに出てくるかと思っておりますので、ぜひ検索して見ていただければと思います。

御清聴ありがとうございました。

○司会（消費者庁・石川） ありがとうございました。

それでは次に、「農業生産現場における対応について」、農林水産省生産局総務課生産推進室長、安岡澄人より御説明させていただきます。

○安岡（農林水産省） 皆さんこんにちは。ただいま御紹介いただきました農林水産省の安岡と申します。

私に与えられたテーマは、農業生産現場における対応ということですが、本来、実はこのテーマは、こうしたところでお話しすることが目的ではなく、東京、大阪等の、福島の現

場で何をしているか全く知らない方々に、農業現場はこのような取組を行っており、その結果、福島の商品も含めてこのような状態ですということを説明するためのものです。今日、この中に農家の方もいらっしゃると思います。そういう意味では、何だそんなことわかっているよという方も多いかもかもしれません。さらには、パネラーで JA いわき市の根本部長がいらっしゃっています。後ほど、現場での御苦労されているお話もあろうかと思えます。そういう中で、私のほうでは、改めて今こういうふうには食品はなっているのだということ、30分、一緒に見ていただければと思います。

(PP)

私の説明の内容、資料が38枚あります。紙をめくっているとすごく大変だと思うので、見られるのだったら前の画面を見ていただいたほうがきっと楽だと思います。難しいことは余りありませんから、もし中身がわからないことがあれば紙を見ていただければと思います。

私の説明のポイントは何かというと、農林水産物のそれぞれの品目の放射性物質検査の結果と一緒に皆さんと1つずつ見ていきます。今の放射性物質の状況、品目ごとにどんな状況かということを見て、さらにはそのためにどんな対策をしているかということ、皆さんと一緒に見ていくという構成になっています。

(PP)

最初に農林水産省の対応というところから始めさせていただきます。国民に安全な食品を安定的に供給するというのが農水省の最大の仕事だということです。そういう中で、福島県や食品衛生法を所管する厚生労働省などと協力して取組を進めているということが私どもの震災以降の対応でございます。

(PP)

その前置きをした上で、ここから品目ごとの汚染の状況の話をしていきます。その前に、皆さんに共通の理解をしてもらいたいことが1点あって、農産物というのはどうやって汚染するのかということ、最初に共通の理解を得たいと思います。

2つ大きな汚染の経路があります。1つは、事故直後に降ってきた放射性物質が直接農作物につく直接汚染。2つ目は、右側に書いている、1回農地に降った放射性物質を根から吸収するもの。これは言い換えれば右側は間接汚染といってもいいものです。左側の汚染は事故直後が中心でした。右側の汚染は事故直後から今も続いている汚染ということです。

一番最初に、事故直後は左側を見ていただくと、葉物野菜、例えばホウレンソウ等で高い放射性セシウム濃度が見られた。事故直後に畑にあって、葉っぱを広げていたような野菜、こういうものは落ちてくる放射性物質を受けとめやすかったということがあって、汚染が見られました。これが事故直後です。

でも、野菜もその後そういうものがどんどん収穫され、高いものは処分され、低いものは出荷されたりして一掃されていって、野菜も新たに作付をしたりして、去年の夏以降は

右側の根からの吸収のステージに変わってきた。そうするとどうなったかという、最初は野菜の放射性物質濃度も高い値でしたが、間接汚染に変わり、土の中にはたくさん放射性物質があるけれども、野菜が全部吸うわけではないので放射性物質濃度が低くなってきた。野菜が土壌のセシウムを全て吸収するわけではないという理由としては、土壌に降下すると、土壌の中の粘土というのがセシウムを非常に吸着させやすく、粘土の中には完全に固定してしまうものもあるということがあって、時間が経つにつれてどんどん作物には吸収しにくい形になっていくことがあります。このため、間接汚染になってくると、野菜等の放射性セシウム濃度は上がらなくなってきたわけです。

例外は、果物やお茶です。これがちょっと例外で、私どもも最初はよくわかっていませんでした。去年、果物やお茶で比較的高い値が見られました。なぜだろうと私たちも調べたのです。そうしたら2つわかりました。茶園とか果樹園というのは当然耕うんしないです。耕うんしないからセシウムは土壌の表面にある。それに対して根はどうなっているかといったら、果樹の根とかお茶の根というのは御存じのとおり非常に深いです。ですから、どう考えたとしても根から吸っているとは思えない。では、どうしてなのだろうということ調べていくと、事故の直後に果物の樹やお茶の葉っぱについたものが、結局果物に移ってきたり、お茶の新芽に移ってきたりして汚染が出たということです。

これでわかることは何かというと、果物やお茶の汚染は土からがメインではなくて、果樹等の木の中に入っているものが問題だから、樹の中の汚染をどうやって減らせばいいかということが基本的な戦略となります。

これに対して、右側の根から吸っている間接汚染のものはどうやって土から作物に上がっていかないようにするかということがポイントになる。もしくは土の汚染をどうやって減らすかということがポイントになるということです。

(PP)

最初に野菜、お茶、果実などの農産物の状況です。

先ほど御説明したとおり、23年の結果では、3～6月、野菜はやはり高い値、1 kg当たり500ベクレルを超えるような値も見られました。ですが、夏以降はもうほとんどが100以下という数字に変わってきています。これは先ほど申し上げたように汚染経路が変わってきたからです。

(PP)

次のページを見ていただいて、麦の3月の時点というのは、麦は御存じのとおり冬を越して夏に収穫する作物ですから、ほ場にあったため去年は少し汚染が見られました。果物、お茶は先ほど御説明したとおりで、木が汚染されて、お茶や果実に移行して500ベクレルを超えるようなものがあつたということです。

(PP)

では、こういう汚染の状況でどう対応したかという、1つは④にありますけれども、

放射性物質をとにかく減らすもしくは果物や収穫物に移らないようにする。そして、最後はしっかり検査して、高いものは出ていかないようにするという、この2つでしっかり安全性を確保しているということです。

私たちは東京等の会場で話をする際には、今年の冬、福島の方々は、桃、梨、柿の木を1本1本除染したんですよという話をするにしています。基本的には果物に関しては樹の表面についての汚染は減らすということで、粗皮削りをしたり高圧水で洗浄したりする戦略をとった。お茶も同様で、茶の樹の中に含まれている放射性セシウムを減らすため、深刈り、通常よりも深く刈る等の取組を行っています。

さらには、検査に関しても先ほど厚生労働省の方から話がありましたけれども、ポイントを簡単に言うと、農産物の検査をしっかりするということになりましたが、今、何が変わってきているかという、去年の事故直後は私たちもどういう品目が高くなるかとか、どういうところが高くなるかという知識が100%あったわけではありません。でも、今は23年度1年間検査をした結果があります。ですから、どういう品目が高いか、どういう地域が高くなるかということは大分わかってきました。ですから、下にいろいろ書いていますけれども、今年のポイントは高くなるような品目、高くなるような地域というものをできるだけ重点的に検査をするということを進めているという状況でございます。

(PP)

除染などもいわきに来てこんなことを言う必要はないのですけれども、表土の削り取りとか反転耕をして、作物の根の張るところの放射性物質濃度をできるだけ低くするという取り組みをしていますという御紹介です。

下側のところには肥料の話もあります。肥料からの持ち込み、例えば堆肥で土壤に汚染を持ち込んだりということがないようにするため、暫定許容値、これは1kg当たり400ベクレルというものを設定して、農地土壤の汚染などを招かないようにという取り組みを農家の現場の皆さんにやっていただいているという状況でございます。

(PP)

その結果、これは今年4月から新基準値になって以来の放射性物質検査の結果をまとめたものです。野菜に関しては7,000点以上、これは7月31日現在とちょっと古いですが、これも超過は2例だけということです。福島では、1件ハウレンソウもありますが、これは完全に原因がどうかということがわかっているわけではないのですけれども、事故直後の被覆資材を使ったからではないかなどということが言われている、非常に例外的なケースです。野菜は今、御説明したとおり非常に低い状態。

果物についても今、桃が無事出荷されて、非常に農家の方々もほっとしていただいているところではないかと思うのですけれども、一部梅とかブルーベリーで出ていますが、桃等では基準超過は出ていない状態。全体的な濃度も下がってきている。努力の結果が出てきている状況です。

お茶も、昨年はいろんな産地で出ていましたけれども、13という超過の例が見られます

が、主産地の静岡や埼玉では超過は見られておらず、一部の去年から出荷制限をしている地域で、出荷制限を解除するために検査をしたら、まだちょっと高いなということで制限を継続している地域がまだある状況で、トータルの状況は非常によくなってきている。

麦は全然違います。去年は事故時に葉っぱが広がっていてそこに放射性物質が落ちてきた。今年は根からの吸収が汚染経路となるので、汚染経路が変わり、全く超過が見られないような状態で今のところきているという状況です。

(PP)

続いて、米のお話です。去年の米の話と一緒に復習をしてもらって、今年どういう取り組みをしているかということを見ていただければと思います。

(PP)

まず、23年の米の調査結果です。これは最初に全国での調査結果を書いています。大きな絵で見れば、全国ではデータとしてもほとんどが50ベクレル以下という値になり、福島県内でも比較的低い値だったということが言えるかと思います。

(PP)

米全体で見れば非常に低かった、それほど高いものではなかったのですが、御存じのとおりで、昨年11月に福島市内で暫定規制値の500ベクレルを超えるような米が見つかったということがございました。

農水省は、福島県と一緒に2つの対応をしました。1つ目は、500ベクレルを超えるような米は他にないだろうか確認するため、周辺地域の2万戸を超える全ての農家の米を調査するという緊急調査を福島県にやっていただきました。もう一つは、下のほうのポイントで、なぜそんな高い米が出たのかということ突きとめようと、それがわからないと24年産につがらないということで、農地の土壌の性質だとか、高い濃度の米が発生した要因を調べる調査をしました。ここから、その結果を皆さんに見ていただければと思います。

(PP)

最初に高い値が1点出たので、そういう高い値は他にないのかということ調べてみようということでやった結果です。結果として、高い値が出た地域の周辺で調べても、大半は非常に低い値でした。結果として、500ベクレル/kgを超える米というのは38戸で見つかった。逆に言うと、1点出たので周辺の地域でもっとあるのではないかと私たちは思って調査をしました。結果は逆に、38しかなかったということで個人的には非常に驚きました。

しかも、それは局所的で、場所も非常に限られたところで、例えば1つの集落があったらその集落は全部高いのかということ、そんなことではなくて、集落の中でもあるほ場で非常に限定的に高い値が出ていたということがわかりました。

(PP)

では、なぜなのだろうということ、ここは専門的で申しわけないのですが、調

べた結果です。1番目、高い値が出たほ場を見たら、土壤に含まれている放射性セシウムの濃度が高かったということがあったのですが、一方で、その集落のほかのほ場を見てもやはりセシウムの濃度が高かったのですが、高い値が出たほ場はその中で一部だけだったということですから、放射性セシウム濃度が高いというのは原因の一つかもしれないけれども、これだけではない。土壤の濃度が高いから米の濃度が必ず高くなるというわけではないのだと。

では、なぜだろうということを見たのが2番目のグラフです。横軸が土壤に含まれているカリウムで、縦軸が収穫した米のセシウムの濃度ですが、土壤に含まれているカリウムの濃度がすごく低いところ、極端に言うと、カリ肥料を全然やっていないような農家のところで米の放射性セシウム濃度が高い値が見つかったという関係が見つかりました。この関係がわかったときに、全く原因がわからない中でこういうことだったんだということがわかりました。今、こうやって結果がわかると、カリウムとセシウムというのはすごく似た性質を持っていて、土壤や植物の中でも同じような動きをする。そうすると、土壤中でカリとセシウムが競争するので、カリがたくさんあるとセシウムを作物が吸いにくい。カリが少ないとセシウムは吸いやすいという関係にあったのではないかとされている。

結果として、こういうことがわかったので、24年の米の福島県の指導では、カリ肥料をしっかりと土壤中の濃度が下がらないよう施用するといった取組を進めていただいています。  
(PP)

ほかにも、米の放射性セシウム濃度の高いところでは、山の中の狭い水田などが多くて、なかなか農業機械が入れないようなところが多かったというのが特徴で見られました。そうすると、何があったかという、ほ場の中で耕うんしていませんから、基本的に放射性セシウムが土壤の表面にある。さらに言うと、耕うんしていないので根が深く張らない。この写真は実は私どもが自分たちで根を抜いた写真ですが、すぼっと稲株が抜ける、すなわち根張りが浅い。放射性セシウムは土壤表面にたまっているし、さらに言うと根も表層のほうに張っているの、高くなってしまったのではないか。逆に言うと、ちゃんと耕うんをするということができるところは進めることが必要である。こうしたこともわかったということです。

(PP)

ここまでの去年のお話です。ここから先も皆さん、地元の新聞を読まれているとおわかりかと思うのですが、今年米の取り組みはこうやっていますという話です。昨年に米1kg当たり500ベクレルを超える値が見られたところというのは、今年も高くなる可能性があるの、申しわけありませんけれども、作付制限をお願いして、米の作付を控えていただいています。さらには、当然避難されているところについても作付制限ということにさせていただいているということです。

もう一つは、100~500の値が見られたところというのは、対策があっても100を超えるところが出る可能性があるの、ここは特別な管理をしようということで、除染や吸収抑

制対策をしっかりとやる。カリ肥料の施用や除染等をしっかりとやってもらった上で、地域の全てのは場の全ての米を管理してもらって、1袋1袋検査をして、大丈夫であると確認した上で出荷するという条件に作付をしてもらっている。しっかりと行政と農家で一緒になって管理をする上で作付をしていただいているという状況になっています。

下のところ、それ以外の区域。いわき市の大半のところもこちらに当たります。抽出検査で米を検査して安全を確認する。そのときには、1kg当たり100ベクレルを超える可能性のある米、こういう地域については濃密に検査をするということで、50を去年の値で超えた値が見られた旧市町村及びその周辺の旧市町村では、全戸検査並みの検査を行う。こんなモニタリングなどをするというルールを定めているところです。

ただ、御存じのとおりで、福島は県独自でこれの上乗せで全袋検査することとなっていますので、さらに濃密な検査が行われているということでございます。

(PP)

結果として、濃い黄色のところは作付制限されているところです。薄い黄色のところは事前出荷制限区域ということで、特に管理をすることを条件に今年作付をしていただいているところです。

(PP)

これは、米の全袋検査機です。こうやって今、1袋1袋福島県では検査をする体制を整備していただいている状況です。

(PP)

他の品目について話をさせてください。畜産物でございます。原乳は事故直後少し高い値がありましたが昨年4月以降は、1kg当たり50ベクレルを超えるものは1点も見られていない状態です。一方、牛肉は残念ながら去年の夏に汚染した稲わらを牛に与えたということがあって、高い値が見られてしまいました。当然、汚染した稲わらはもう使わないように徹底して隔離をし、さらには、福島県では全頭検査、全ての牛は検査してしっかりと管理して出荷されています。ですから、検査件数を見ていただくと検査品目はほかと比べても9万点とか、全国でも点数が非常に多いのは、牛肉は今、全頭検査や全戸検査を行っているからなのです。全頭検査等を行って、しっかりと管理をしながら出荷されているというのが今の牛肉の状況でございます。

(PP)

鶏肉、豚肉、鶏卵、この辺は全部基本的に輸入飼料に依存ですので、出てくる産物も高い値がほとんど見られていないという状況でございます。

(PP)

そういう中で畜産の対応のポイントは餌です。餌からということになるので、餌の管理を徹底する。さらには、全頭検査を初めとして、検査をしっかりとやるという2つで安全性の確保をやっています。

(PP)

餌については、食品の基準値が1kg当たり100ベクレルとなりましたので、餌の基準もそれに合わせて見直しをしています。餌についてより厳しい基準値を設け、そういう餌への転換を徹底し、食品の基準値を上回る肉ができないようにと取り組んでいる。

その結果として、残念ながら自給飼料、牧草地の中にはこのままでは牧草生産に使用できないという地域も出てきていて、除染を進めていただいたり、もしくは今まで自分のところの牧草地でできた餌を使用してきたのだけれども、使用できなくなったので代替りの飼料を確保するためにお手伝いをするなど、新しい基準に適した餌での飼養をしていただくよう徹底を図っている状況でございます。

(PP)

さらには、先ほど申し上げたとおりで、牛肉についてもさらに検査対象、福島は全頭検査ですからこれ以上ということはありませんけれども、地域を広げてやったり、牛乳などについても調査頻度を増やしたりとして、検査に万全を期している状況でございます。

(PP)

結果として今、どうなっているかということ、4月からの結果です。牛肉は今、経過期間なので1kg当たり500ベクレルとなっています。でも、100ベクレルで見ても超過しているのは数件に止まっており、しっかり管理された状態になっています。豚肉で超過が1点ありますけれども、基本的には超過しているものはない状態。でも、今後も引き続きしっかり検査していくということには変わりないだろうと思います。今、こんな状況です。

(PP)

きのこです。残念ながら、きのこは原木しいたけで特に高い値が見られています。もう一つは山菜です。タケノコなども含む自生のものを採るようなもので高い値が見られているということです。

(PP)

対応としては、当然、しいたけは原木が問題ですから、原木の切りかえをしてもらうための支援などをしたりしています。さらには、山菜とか野生のきのこは今これから、シーズンですけれども、その採取については高い値が見られているところでは控えてくださいということで、情報提供をさせていただいたりしているということでございます。

(PP)

結果として、まだ高い値が見られていますけれども、高い値が見られているところについては出荷制限とかそういったことで対応していることを消費地の説明会では説明しているところでございます。こういう状況で今、推移しているということです。

(PP)

最後に水産物です。水産物は検査結果としては、高い値が幾つか見られていますけれども、これが流通しているわけではなく、福島では操業自粛が行われていますが、そういう中で今、どういう魚の状態なのだろうということを検査した結果等でございます。

(PP)

水産の検査も他の品目と同じで、高い値が見られた魚種とか高い値が見られた地域とか、そういうところを重点に調査しています。内水面は区域を分けて、汚染の高いところ等を重点的にやっている。沿岸の魚種については、基本的には表層なのか中層なのか低層なのか、どこに棲んでいるかとか、そういうことを考えながら魚種を見て細かく調査している。

さらには、回遊性の魚種については、いろんなどころに回遊するという事なので、幅広く千葉から青森まで各県沖で検査をしているという状況でございます。

(PP)

結果として、残念ながらまだ高い値があって、出荷制限が行われており、福島でも 39 魚種、海面で出荷制限があります。さらに、御存じのとおり、漁業者みずから自粛をされている部分もあって、福島での沿岸底引き網等の漁業の操業を自粛中ということです。ただ、御存じのとおりミズダコ等の 3 種の試験操業が始まっており、さらに 9 月にはもう少し魚種を広げていくという話もございます。やっと試験操業が始まって、東京なども少し販売した結果などが報道されていますけれども、売れていることも聞いて、我々としてもいいニュースだなと思っているところです。

出荷制限の情報については 7 月末時点のため、少々古い情報でした。最新の情報はホームページ等でご確認ください。

最後に、あらかじめとった質問でも水産に関する質問がございました。もう少し補足をさせていただきます。

今、海洋の汚染がどうなっているかと、海の水や底の土のモニタリングが行われています。今、どうなっているかという、海の水のほうの濃度というのはどんどん低くなっているようです。土のほうは、測るとまだ海の土のところに 1 kg 当たり数百ベクレル等のデータが見えたりしているということが現状のようです。そうすると、魚はどうなっているかということです。表層を泳ぐ魚、例えばシラスとかコウナゴとか、そういう魚については、水がきれいになっていくにつれて、どんどん検査した値は低くなっているという状況です。もう基準値を超えるようなものは少なくなっているという状況で、これは福島だけではなくて周辺の県も含めて、表層を泳ぐような魚についてはそうなっている。

一方で、底を泳ぐような魚、例えばカレイとか、そういう魚については、まだ基準を超えるような値が見られているということです。さらに言えば、イカとかエビとかタコとかカニとかこういうもの、もしくは海藻類とか、等は非常に低い値なのだそうです。ですから、どこを泳いでいる魚か、もしくはどこにいる魚か、もしくは何を食べている魚かということで、汚染の状況は全然違うようです。そういうものを検査をしながら、必要に応じて規制を変えていったりするということで、検査で安全が確認されたものについては出荷するという事なのではないかという状況でございます。

私の説明は以上でございます。ありがとうございました。いずれにしても、23 年度 1 年間のいろんな結果があって、それを踏まえて私どもも取組を進めており、農家の方々に御努力していただいている状況です。今、こうした結果、農産物の汚染の水準というものは

比較的下がってきている。ですが、検査はこれからもしっかりやっていくということが私のお話のポイントかと思えます。ありがとうございました。

○司会（消費者庁・石川）　ありがとうございました。

ここで約10分の休憩をとりたいと思います。15時10分に再開したいと思います。それまでにお席にお戻りください。

なお、休憩時間中に1階のロビーではパネルの展示なども行っておりますので、御参考になればと思います。資料に同封しておりますアンケート用紙も、御休憩の時間を利用してお書きいただいてもよろしいかと思えます。

（休　憩）

○司会（消費者庁・石川）　時間になりましたので、会議を再開したいと思います。

ここからは、パネルディスカッションを行いたいと存じます。壇上には先ほど講演を行った3名に加えまして、パネリストの皆様方が登壇されています。中央から右に私から御紹介をさせていただきます。

まず、いわき市消費者団体連絡協議会長、内山安子様。

そのお隣、いわき市農業協同組合営農経済部長、根本一雄様。

いわき市役所から原子力災害対策課放射線対策係長、佐々木努様。

最後になりましたけれども、私のお隣、コーディネーターとしていわき明星大学科学技術学部教授、佐藤健二様です。

それでは、ここからしばらくの間、進行を佐藤健二先生にお願いしたいと思います。先生、よろしく願いいたします。

○佐藤教授（いわき明星大学）　では、改めまして、いわき明星大学の佐藤と申します。私も昨年の上野原事故以降、公共性の高いいわき明星大学として何かしなくてはいけないということで、まずキャンパス内の放射線、その後、除染関係として土壌からの放射線セシウム除去であるとか、内部被ばくに関連する、食品中の放射性セシウムがどのくらいあるのかということもずっと測定してきておりました。

ことしの4月ぐらいからは、いわき市さんとともにいろんな食材などもはかっておりまして、そんなデータも1階のパネルに展示してございます。そういう関係もありまして、これまで、去年の6月ぐらいからいろんなところで出前講座を20件ほど、市民の方あるいは高校生などに対しても行ってきております。

先ほど基調講演がありましたが、その中で示された課題などについても今後の活動に生かしていきたいと考えております。

きょう、最後までうまく進行できるかどうかちょっと心配もございませうけれども、皆さ

んの御協力のもと、進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、次にパネリストの方々にも御紹介をしていただきたいと思います。では、最初に、消費者を代表して、いわき市消費者団体連絡協議会会長の内山さん、申し上げます。

○内山氏（消費者団体連絡協議会） 皆様こんにちは。ただいま御紹介いただきましたいわき市消費者団体連絡会の会長を仰せつかっております内山です。

きょうは消費者の代表ということで、ちょっと高いのですけれども、この椅子に座らせていただいております。

皆さんごらんのように、いわき市は気候温暖でとても住みやすく、野菜でも米でも果物でも大変おいしくできていました。それが東北の湘南と言われたゆえんです。去年の3月11日の事故によりまして、見事に食べ物が被害に遭いまして、皆さん大変な思いをしております。

私、きょう、ほんの少しだけなのですけれども、質問をさせていただきます。それから、皆さんの中にも同じ消費者なので、こういう疑問はどうかと思ったら一緒に疑問をぶつけて、専門の先生方がお見えになっておりますので、納得のいくまで聞きたいと思います。若い人たち、子供たちが元のすばらしいいわきに戻れるよう、一緒に考えてきょうは勉強したいと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤教授（いわき明星大学） ありがとうございます。

次に、生産者を代表して、いわき市農業協同組合営農経済部長の根本さん、申し上げます。

○根本氏（いわき市農業協同組合） 皆さん、こんにちは。JAいわき市の根本でございます。

私たちの所属する部署は営農経済部と言いまして、主に農家の農産物の生産指導とか販売を中心に扱っているセクションでございます。そのような中で、去年の原発事故以来、生産者は非常に苦しんでおります。畜産では牛乳、肉牛、先ほど話しましたけれども、野菜、米など、福島産またはいわき産という名前だけで市場から敬遠されたり値段が半分になってしまったというところで、非常に苦慮している事態が続いてございます。そういう中で、何とか皆様から御理解をいただきながら、昔と同じような形で御利用いただきたいということでお願いしたいと思います。

このような中で、JAいわき市はどのようなことをやっているんだということでございますが、昨年9月から5人体制の職員を配置いたしまして、野菜、果物等の自主検査のモニタリングを実施してまいりました。また、ことしの4月からは、いわき市の中に6か所になります。各営農センター、JAいわき中部も含めてでございますが、合計21名の体制

で臨時職員を採用いたしまして、モニタリングを専門にするセクションを設けまして、皆様のところへ情報発信をしております。

JAでは、市場に出荷されるもの、直売所に出荷されるもの、個人が直接お客様のところへ売るものに対しては、我々のところを経由しないと販売できないようなシステムをつかって、皆様のところへ安全をお届けしているわけでございます。自家消費野菜等については、市が直接行っています公民館、支所等で検査を受けますが、我々は市場流通するもの全て我々のところを経由して、事前に出荷前に生産の内容を確認して、調査をしております。現在も行っております。検査の結果は直接生産者に翌日、郵送でお渡しして内容の確認をして、生産の中で基準値を超えているものについては出荷停止をかけてございます。

やった内容を皆さんのところへどう宣伝しているのかということもあろうかと思いますが、JAでは検査した内容を、いわき市のほうでつくっております「いわき農産物見える化プロジェクト」というところがあります。今、そちらでグリーンのはっぴを着ている市の職員がございまして、そちらのほうにデータを送っております。そうすると、そのデータが毎日更新されまして、JAいわき市管内の6か所の中で検査された農作物の状況がわかるようになってございますので、どうぞ御利用いただきたいと思っております。

また、現在、旬の果物としていわき梨が最盛期を迎えてございます。これにつきましても、103件ほど検査して、ほとんど全ての農家の梨について、これは大体幸水でございまして、検査いたしました。結果は全て10ベクレル以下ということで、検出は不可能ということで下限値が出てございます。豊水につきましても、9月3日から検査をしまして、10日から選果場のほうで選果開始になりますけれども、そちらのほうで現在検査を進めておりますが、今のところ検査結果はオーケーということで進めています。

先ほどありましたように、生産者は昨年からは樹皮の粗削り等をして、放射性物質の移行のないような形で除染をした結果、このような形で安全性が前に出ておりますので、どうか皆さん、1個でも食べていただきたいということで、きょう、お願いしたわけでございます。

いろいろあろうかと思いますが、安心をお買い求めいただくために我々も努力しておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○佐藤教授（いわき明星大学） ありがとうございます。

次にいわき市原子力災害対策課係長の佐々木さん、お願いします。

○佐々木（いわき市役所） 改めまして、皆さんこんにちは。市の原子力災害対策課から参りました佐々木と申します。

私どもの課は、今年1月に初めて設置されました。先ほど5名というお話が農協さんのほうからございましたが、我々は9名で今、いろいろな放射線対策等を実施しております。安全対策、除染、さらには今回のテーマになっています食品の検査とかいうことを一通り、

私どもの課がかかわらせていただいて、現在、進めています。

特に食品の検査につきましては、当然我々だけでできるものではございませんで、市のほうといたしましても有識者の先生のアドバイス、さらには市民団体の皆さんの御協力、そういうものをいただきながら自家消費作物の検査だとかお子さんの口に入ります学校給食、保育所給食の検査。さらには、皆さんの口に入ります飲料水というものの検査もさせていただきますまして、少しでも市民の皆様にご安心いただけるような体制を組みたいということで進めているところでございます。

なかなかまだ皆さんの目に触れる機会が、広報が下手なのか、どうなっているんだというおしかりのお話を受ける機会もあるのですけれども、本日のような機会を通じまして、安全性とか市の取り組み、そういうものを皆さんにお知らせしながら、少しでも御安心いただければと思っておりますので、本日はよろしく願いいたします。

○佐藤教授（いわき明星大学） ありがとうございます。

ほかに、先ほど御講演いただきました食品安全委員会の篠原さん、厚生労働省の鈴木さん、農林水産省の安岡さんがパネリストになっております。どうぞよろしく願います。

それでは、自己紹介の中にもありましたが、生産者の方、行政の方が食品中の放射性物質に対する取り組みを行っているとのお話がありましたが、内山さん、まずは農産物について、何か気になるような点はございますでしょうか。

○内山氏（消費者団体連絡協議会） 私たちは、去年の事故前は女の人が集まると食べ物の話とか旅行の話とか、大体決まっていたんですけれども、事故以来、集まると放射能です。私も含めても高齢化社会に変わっていますので、後期高齢者と言うんですか、孫がいますしまだ子供が小さいというか、もう私たちは年なんだからいいわではなくて、子供たちのために、若い人のために安全で安心なものを食べさせたいわけですから、家庭菜園をやっている方の友達が何人かいますし、私も時々いただいています。これは各地区というか民生委員の方が土壌をモニタリングに来てくれまして、大丈夫ですということで野菜をつくっている状態です。

でも、野菜とか米とか果物、本当のこの数値は大丈夫なのか。結局放射能というのは見えないし、何もわかりません。数値しかわからないわけですから、皆さん数値が気になるのかなと思います。いわき市の米や果物を避けて食べている若いお母さん方もいるようです。いわき市の農産物は本当に大丈夫なのか、今、農産物の現状を詳しく知りたいなと思って、御意見を述べました。お願いいたします。

○佐藤教授（いわき明星大学） まず、出荷されている農産物がどうなっているのか、そんなようなところについて生産者の立場から根本さん、よろしく願います。

○根本氏（いわき市農業協同組合） 我々のところでやっていますモニタリングの中で、実際に行っているわけですが、4月が280件、5月が505件、6月が732件、7月が813件、8月が465件ということで、現在、全ての農産物をこんな形でしているわけござい

ます。

我々のところで検査をした中で出ているのは、5月14日に主に先ほどと同じく山菜なのですが、コシアブラ、5月10日にワラビ、5月2日にゼンマイ、1日にタラノメ、4月9日になりますがタケノコ、ことしの1月にユズが基準を超えて出てしまったということで、これについてはお知らせをして、我々も出荷停止をかけて、市場には出回らない措置をとらせていただきました。

8月も実際に465件やっていますけれども、10ベクレル未満だということで、465検体中428件がそのような形になってございます。若干10～20ベクレルまでの部分が22検体ほどあったということで、内容的に少しの流通になりますけれども、若干微量なところが出てしまったということですが、これは20ベクレル未満でございますので、市場流通には何ら問題がないのかなと見てございます。そのような形ですから、我々のやっている情報提供は先ほど言いましたように、全て市役所のほうに報告して、市のほうのホームページに載るということでございますので、毎日のデータについてはこういう形で見えます。

○佐藤教授（いわき明星大学） ありがとうございます。

私の大学でも昨年からユズなどは測定しまして、いろんなところの出前講座でもユズがちょっと出ていますよという話をさせていただいたり、つい最近であれば山菜も若干出ている件数がありますよ、という結果も報告させているのですが、JAさんでは野菜、お米も検査されているかと思うのですが、そういうところではどうでしょうか。

○根本氏（いわき市農業協同組合） 23年産米については、我々の倉庫から全て出てしまいましたので、平成24年産米について若干申し上げます。

いわき市につきましては、会津と同じく出荷制限区域がないということでございまして、会津と同じく米は全ていわき市でつくっていいということになってございます。いわき市の米につきましては、あと10日ぐらいで勿来の南部地区から収穫を迎えるわけでございます。市内に8台の放射性物質検査機が設置される予定でございまして、早いものでは9月13日から設置されます。これにつきましては、全てのほ場、田んぼから生産された米について検査をいたします。いわき市には約30万俵の生産、60kgになりますが、その米を全袋検査するというところでございます。内容は皆様テレビ等でも見ているかと思いますが、生産者ごとにバーコードを配付いたします。これは市のほうから配付されるわけですが、ベルトコンベアー式の機械によりまして検査を行っていきまして、放射性物質が検出されなかった米だけが皆様のところに流通されるということになります。

検査内容につきましては、玄米になってしまうのですが、皆様のところにお届けになるときは精米されているかと思いますが、そのときにまた別なシールを張るということで県のほうで進められておりますが、米の袋に検査済みのシールが張られます。その中にシリアルコードという携帯電話などをかざすとわかると思いますが、そのシリアルコードによって検査内容が携帯電話、パソコン等で確認できるようになります。そして、その米がどうだったということがわかるようになりますので、ぜひとも御利用いただいて、安全を確

認していただきたいと思います。

また、もし出てしまった米はどうするんだということでございますが、我々の倉庫のほうで一時隔離させていただきます。隔離保管された米は市場には流通させないということで、廃棄処分ということで現在取り進めておりますが、国のほうでは100ベクレル以上は流通させないということでございますが、我々JAグループとしては、20ベクレルを超えたものについては別管理をしまして、違った形で販売するというところで、50ベクレル以上については市場流通させないということで現在、計画させていただいておりますので、どうぞ御安心いただきながら、お買い求めいただきたいと思います。

○佐藤教授（いわき明星大学） わかりました。30万俵というのは相当な数、これを全袋検査していく。その結果、ちゃんと袋詰めされたところに表記されている。このようなところは食の安全あるいは安心と不安解消という意味では非常に大切なことかなと思います。

それでは、自分のところでつくっている野菜、いわゆる自家消費用の野菜についてなのですけれども、佐々木さん、それについてはいかがでしょうか。

○佐々木（いわき市役所） 自家消費用の作物ということで、今年4月から検査を始めているのですが、皆様のお手元にも「いわき市の食品検査の取組み」という資料を配らせていただいているかと思えます。その資料にも載せてございますけれども、ちょうど4月ということで、山菜が出始める時期からやらせていただいたというところがございます。それまでもたくさんの御要望があったのですが、機械を消費者庁さんと福島県さんのほうからお借りすることができまして、今、市内の21か所、コーディネートいただいております佐藤先生の明星大学さんのほうにも置かせていただきまして、検査をさせてもらっています。

これまでの検査といたしましては、資料にもございますが、8月の下旬まで4,936件ということで、この中で基準値100ベクレルを超えてしまったというのが400件ほど、1割弱ございました。特に出ていたのは一般の流通品と同じなのですが、シイタケとかタケノコ、こういうものが出てしまったということになりました。山菜としてゼンマイとかいうのが出ていまして、実は検査のほうは事前に御予約をいただく形をとっておりまして、NPO法人のいわき環境システムさんに御協力いただいて、市の食品放射能検査受付センターというものを設けています。こちらの資料に電話番号が入っております。ここに御連絡いただきますと、こんな形で食べ物を持ってきてくださいねということで、細かく御説明をしていただく形になるのですが、実は検体を1kg持ってきてくれという話で、これを細かく切って持ってきてくれというお願いをしているものですから、特に山菜の検査を希望する皆さんから、1kgも出してしまったら食べるものがなくなるなどの意見も寄せられておりましたが、機械のほうの関係もありまして、ある程度の重さというものがないと正確にはかれないということもあり、ちょっと無理なお願いなのですが、作物を1kg持参いただくことをお願いして、進めていたところでございます。

どちらかという、夏野菜も少し落ち着いてきまして、今、出回っているキュウリとか

ナスとかは全く出ていないような状況で、最近なぜか出てきたのがイノシシ肉ということで、まだお捕りになってお食べになる方がいらっしゃるのかなと思っておりますが、検査を受ける場合には、必ず前の日に御予約をいただきまして、今の段階ではお1人様1回1品という形で数が少なくて申しわけないのですが、市内に21か所ほど設置しておりますので、それで検査いただくような形となります。検査会場に検査する食べ物を持っていただかなくていけないというのと、その日のうちに結果が出ます、それを夕方もう一回聞きに行ってもらわなくてはならないということで、1日に2回行ってもらわなくていけないというのが、皆さんの足が遠のく要因になっていないかということと心配しているところなのですが、よりよい検査方法が今後ともできるかということとを改めて検証しながら、この自家消費作物、今後実りの秋でいろいろ作物がとれるかと思っておりますので、それに向けて体制を整えていきたいと思っております。

○佐藤教授（いわき明星大学）　ありがとうございます。

大学には、いわき市さんを通じて持ってこられる場合と産学ネットワーク協会さんを通じて持ってこられる場合があるのですが、量が多いといいのですけれども、例えば今までですとお酒をはかってくれないとかあるいは漬物をはかってくれないかということとできるのですけれども、中にはニンニクを測定してくれないかということと、なかなかつぶして持ってきてくださいという臭いが結構厳しいし、また、測定するために必要な量もありますので、中には測定が厳しいものもあります。やはり、ある程度の量がありませんと正確な放射能濃度が測定できませんので、その辺は安心を得るために御協力をお願いしたいと思っております。

それでは、野菜などについてもありますけれども、今度は農産物などを加工してつくった食品あるいは給食、そういったものも検査されていると思うのですが、これについてもいわき市から佐々木さん、コメントをお願いしたいのです。

○佐々木（いわき市役所）　加工食品というということで、今、検査させてもらっているのが、こちらの保健所のほうでゲルマニウム半導体検出器というちょっと高価な検出器を用いまして、これでサンプリング検査という形でやらせていただいているのが実態でございます。例えば今、お話がありました漬物であるとか、中にはお刺身であるとか豆腐、清涼飲料水とかいろんなものを検査させていただいておりますが、サンプル検査という形にはなるのですが、これまで検査して中では特に基準値を超えるようなものは出てきていないというのが、加工品の検査の状況でございます。

今、お話に出ました給食の関係です。お子様の口に入るのが非常に心配なところがあるかと思うのですが、給食につきましては現在、稼働しております給食調理場のほうに同じく検査ができるベクレルモニターという、明星大学さんとか我々が市内で21か所やっているものと同じような検査の機械を置かせていただきまして、大体5品目ほどの材料の検査をさせていただいております。こちら基本的には不検出という形だったのでありますが、今年の始めのころにちょっと出た値があったようで、食べられないほどではなかった

のですが、20 ベクレルというものを一たんの目安とし、県内産ではなかったのですけれども、県外産のミカンとかキウイが出たときがありまして、それは学校のほうには出さないという形でとめさせていただいて、この中で材料のほうでも、基準値を大幅に超えるものではなくて、20 ベクレルという値を超えたものについては基本的にはその材料を外して調理をするという形でやらせていただいているところがございます。

もう一つ、給食の中には保育所の給食というものもございまして、こちらは私どものほうで市民団体さん、いわきの子供を守るネットワークさんという市民団体がございまして、そちらの御協力を受けまして、4 品目程度になるのですけれども、検査をさせていただいております。こちら非常に検査の精度が上がっておりまして、先ほど 20 ベクレルと申し上げた値よりさらに値を正確に出せるような形で取り組んでいただいている状況にあります。こちら今ところは特に原材料、おやつ等々で出たというところはございません。

もう一つ、保育所の給食につきましては調理済みの給食ということで、こちら保健所のほうで、先ほど言いました非常に精度の高いゲルマニウム半導体検出器というものを使って検査をさせていただいております。こちら現在までに特に基準値を超えるようなものというものは出ていないというのが現状でございます。

○佐藤教授（いわき明星大学） どうもありがとうございました。

このようなお話をお聞きして、消費者のお立場から、内山さん、ほかに気になっているようなことがありますでしょうか。

○内山氏（消費者団体連絡協議会） 給食も食育の一環として、本当に大事なことです。子供たちも給食を大変楽しみにしていると思います。今、佐々木さんのお話ですと大丈夫、安心だよということではあったのですけれども、小さいお子さんがいる家庭、若いお母さん方はペットボトルの水を相変わらず飲ませているという状況を聞きます。いわきの水は大変おいしいというような評判というか、そういうことは聞きます。今までどおり、本当に水も安全な水が供給されるかどうか。そこを知りたいと思います。お願いいたします。

○佐藤教授（いわき明星大学） 実は私自身も出前講座をやりますと、『いわき市の水道水は大丈夫ですか？』などと、水についてはよく質問されます。この質問に対して、『今まで何を飲んでらっしゃったのですか？』とお聞きすると、『ずっとミネラルウォーターです』という回答が帰ってきます。このような質問に対して、『いわき市さんではちゃんと測定をしています、それも非常に高感度なゲルマニウム半導体で測定をして、その測定値は非常に低いレベルでもありますので大丈夫ですよ』という話はしておりますけれども、実際問題、佐々木さん、その辺のところはいかがなんでしょうか。

○佐々木（いわき市役所） 水道水のほうと飲料水で言いますと井戸水がありまして、水道水の検査につきましては、市内に 8 か所、全部で 11 か所あるうちの 8 か所が通常皆さんの水道管につながっている浄水場になるのですけれども、そちらのほうは週 4 回検査をさせていただいている。日、火、木、土という形だそうなのですが、ここで検査をしております、現在のところは全く出ておりません。

簡易水道といひまして、遠野のほうの地区に3か所ほどあるのですが、こちらのほうも週に1度にはなっているのですが、採取して検査をした中では特に出ていないということで、水道局の職員に聞きますと乳児に飲ませても大丈夫ですからということで、PRしてこいということをおっしゃったので、ぜひ安心して水道水をお使いになっていただいて大丈夫と言いたいと思います。

あと、井戸水のほうです。水道が通っていない、日常の生活用水だけでなく飲料水としてお使いになっている中山間地がございまして、そちらのほうも井戸水、沢水、湧き水ということで、区長さんを介しながら各地区の水を集めまして、それを検査させてもらっている状況にございまして、その中でも今、非常に基準値が厳しくなっているんですけれども、全くそれまで値のほうは出ていない状況ですので、こちらもお使いいただいて大丈夫だという結果が出ております。

○佐藤教授（いわき明星大学）　ありがとうございます。

私もいろんなところで話をする場合には、今のようなお話をさせていただきたいと思っております。

それでは、次に、参加者申し込みの皆さんから事前にいただいた質問がございまして。食品安全委員会の篠原さんにお伺いしたいのですけれども、20ベクレル以下で不検出と表記がある品物でも、毎日ずっと長期間にわたって食べることで微量にでも体内に取り込まれ、排出されない分のセシウムが蓄積されるのではないかとということが心配ですといったような御質問なのですが、それについてはいかがでしょうか。

○篠原（食品安全委員会）　お問い合わせの件は、放射性物質が微量とはいえ、体内に蓄積していくのではないかと御心配だと思います。きょう御説明した資料の中でお話をいたしました、放射性物質が減る仕組みということで、1つは物理学的半減期、これは放っておいてもある期間たつと放射性物質は徐々に放射線を出す能力が減っていくということがございまして。そういう方法で減っていくというのがあります。ただ、これは物によって長さの問題がありまして、セシウム137などですと30年とかという数値になりますので、ちょっと長いと思われるかもしれませんが、もう一つは、体の仕組みとしまして、我々生きておりますので、食べ物を食べますと排泄もしますし代謝もしています。そういう代謝の中で、体の中に取り込んだ物質というのは放射性物質に限らずですけれども、代謝されてあるところから出ていくという形になります。それが減っていったら半分になる期間を生物学的半減期ということで、これまたあるわけでありまして。

ですから、ずっと体の中に取り込んだものがあるというわけではございません。特に問題になるセシウムの場合ですと、特定の器官に蓄積するとは考えられておりませんで、全身に分布する。特に筋肉などに多いと言われてはおりますけれども、そういう形のものでして、一定期間たてば出ていくというような性質がございまして。

ただ、長期間の影響はどうなのということではありますが、これももう一つ御説明いたしましたけれども、実効線量係数ということのお話をしました際に、体に取り込んだ場合の

影響を評価しようということですので、長い短いはあるとしても、体の中に入ってある程度の期間とどまるということが考えられるわけですから、代謝のスピードとかを勘案した上で、資料の中に書いてありますけれども、50年分受ける線量として計算できるように実効線量係数というものは設定されております。一遍にそれを受けるということではなくて、もちろん最初のときが量が多くて代謝されて少なくなりますから、50年といっても最後のころは非常に少なくなっていると思いますけれども、50年間に受ける線量を計算するという形で長期の影響ということも含めて評価できるように考えられて、設定されているものだということでございます。

○佐藤教授（いわき明星大学）　ありがとうございます。

御質問にあった20ベクレル以下で不検出とはどのような意味なのかを、よく出前講座のときにも質問されます。実際に20ベクレルというものが検出限界で、不検出ですよといったケースはよくあります。実際に測定する時間は大体30分ぐらいで、得られたデータをお返ししているのですが、大体30分ぐらいでどこまで検出できるかということ、20ベクレルぐらいがせいぜいかなと。1回、私のところでも普通のベクレルモニターですけれども、10時間ずっと連続して測定しますと、大体検出限界は1ベクレルまで下がります。下がるのですが、1検体に10時間ずつ測定していますと、測定結果が出る迄に相当な時間がかかってしまうことになります。とにかく20ベクレル以下で不検出ということは、20ベクレルまではありませんよということです。

実際には、先ほど基調講演にもございましたが、自家製の野菜などについては、我々のところでもやっておりますけれども、不検出というデータがございます。水につきまして、ゲルマニウム半導体で10時間以上やって測定したことがありますが、その場合でも0.01ベクレルが検出限界で不検出というデータも得られております。こういった状況になっております。

ちょっと御質問された方の答えになったかどうかわかりませんが、この辺りにしておきまして、もう一つ、事前の質問を伺っております。お魚を安心して食べたいのですが、どのような状況ですかということだったのですけれども、農林水産省の安岡さん、いかがでしょうか。

○安岡（農林水産省）　先ほどの講演の中で、最後に水産物に関して御説明をさせていただきました。魚種ごと、さらにはどこに棲んでいるか、その魚がどういうものを食べているかということによって汚染の状況が相当違うというお話をしました。その上で、また振っていただいたのでプラスアルファのことを言うと、魚が体内に取り込んでいるセシウムを出す期間というのが海の魚、川の魚で大体どれぐらいかということ調べたものがあって、それを水産庁の専門家からもらってきたのですが、そのデータを少し紹介すると、海産魚では、1回取り込んだものが半分体外に出す生物学的半減期が20～80日ぐらいになっているようです。このため、表層を泳ぐような魚については、水がきれいになっていくとどんどん魚の濃度も下がってきているというのが今の状況だということのようです。

魚はもしかしたらずっと汚染が体内に蓄積しているのではないかという御心配があるかもしれませんがけれども、生物的半減期等で排出されるので、だんだん時間がたつにつれて表層を泳ぐような魚についてはきれいになる。

ミズダコとか試験操業していますけれども、タコとかエビとかイカとかそういう類については、放射性物質濃度が低くなっているということです。一方で、底の魚の中でもいろんな食性があって、物によっては全然高くないものもあつたりする。私には説明できませんけれども、同じく底を泳ぐ魚でも食べる餌によって全然濃度が違って、低いものもあつたりするようでございます。

何度も重ねてになりますけれども、そういう魚の特性なども見ながら、これから一部試験操業なども始まってきますが、当然データを見て高くないものについて試験操業ができるようになったりしているということをお理解いただければという状況です。

○佐藤教授（いわき明星大学）　ありがとうございます。

私が行っている出前講座でもどうしてタコは大丈夫なの、なぜ魚はだめでどうしてタコは少ないのだろうねと聞かれるのです。なかなか私も専門家ではないのですけれども、なぜでしょうねという答えしか出てこないのです。ただ、先ほど安岡さんがおっしゃっておりましたし、私も水産庁の方から伺ったところでは、特に海水の中のお魚は浸透圧という作用で自分の体から排出する力が強いということで、セシウムを取り込んでもそれを出す力が強い、出す量も多い。また、半分出すまでの時間もある程度短いのではないかと。

それに対して、淡水はその逆になりますので、海水よりは淡水魚のほうがずっと体の中に持っている期間は長くなるのかなということをお思い出しましたので、ここで述べさせていただきます。

それでは、時間も限られてございますので、そろそろ会場の方々との質疑応答、意見交換を行いたいと思います。壇上には、引き続きパネリストが登壇しております。御質問のある方は挙手をお願いします。そして、私が御指名申し上げます。一度にぱっと手が挙がると何方を先にご指名するかなど、ちょっと不公平感が出てきてしまうかもしれませんが、とにかく私が御指名申し上げます。そして、御指名された方のところにマイクを持っていきますので、それまでちょっとお待ち下さい。マイクを受け取りましたらどこの誰々と、所属とか地名とか住所であるとかを言っていただいでご質問下さい。なお、今日は特に食ということですので、なるべく食に関連するような御質問を受けたいとは思っております。要点をまとめて、御質問をいただければと思っております。

また、受けた質問がここにいらっしゃるパネリストの中でどなたが一番適任というのがなかなか判断しにくいですので、パネリストの方々には申しわけございませんが、これは私が適任と思われましたら積極的にその御質問にお答え願えればと思います。また、補足する点がございましたら、別なパネリストの方もその方の御質問に答えていただければ、質問者に対しては非常に丁寧な対応かなと思います。

それでは、先ほど申し上げましたけれども、食品中の放射性物質に関するものとなって

おりますが、若干範囲は広げてもいいかなと思うのですが、とりあえずは食ということに限って御質問を受け付けたいと思います。どなたか御質問のある方、大きく手を挙げていただければと思うのですけれども、いらっしゃいませんか。

ちょっと視線が合いましたので、どうぞ。

○質問者A いわき市に住んでおりますホシと言います。今、私はアドバイザーで市のお手伝いをしておりますが、私も何回か講演をして、やはり食べ物の心配が一番多い。検出限界値でも心配だという人が非常に多いです。今日、国の専門の基準値を決められた関係の方がいらっしゃるのでちょっとお聞きしたいのですが、暫定基準値は年間5ミリシーベルト、新しく1ミリシーベルトとなりました。これは皆さんよくわかっていると思います。今回の新しい基準値、普通基準値というのは安全を確保するということが基本なのですが、今回の基準値は資料2にあります、1ページの裏側のほう、より一層、食品の安全と安心を確保するという観点から決めたのだと、非常に安心を強調しているのです。非常に普通の基準値から見ればすばらしいといったらいいのか、珍しい基準値だと思います。

この1ミリシーベルトを決めた根拠が話されていまして。コーデックス委員会での基準を参考にしたと言っています。実際に先ほどの話で、子供は感受性が高い。低いところのデータはなかなか十分ではないという状況は私もよくわかるのですが、安心をどの程度、どういう考え方で決められているのか。それと、検出下限値というのが1ミリシーベルトです。それに比べれば $10\mu\text{Sv/kg}$ とか $20\text{Bq/kg}$ と非常にはかるほうも苦労してやっているということで、一般の人が非常に心配している検出下限値ぎりぎりでの心配がある。この辺の背景をぜひ御説明していただいたらありがたいと思います。

○佐藤教授（いわき明星大学） ありがとうございます。

検出下限値と安全・安心といったところですね。先ほど基調講演されておりました厚労省の鈴木さんのほうで、もう一度繰り返しになるかもしれませんが、もう少し丁寧にお答えをお願いします。

○鈴木（厚生労働省） 御質問は2点あったかと思うのですけれども、1つは安心という観点も含めてどういう経緯で1ミリシーベルトを考えたのか、もう一つは下限値というものをどう考えたのかということかと思えます。まず1点目のほうですけれども、今、おっしゃられたとおり、放射能の影響というものは低線量、非常に小さい100ミリシーベルト以下の影響というものはほとんどない。小さいのですが、それはないのではなく、科学的に確認できないという意味を持っているということが一つ事実としてございます。

そういった中で、食品の中の放射性物質、天然にもともと含まれているものもありますので、それをゼロにするのかといったことは通常考えられないということで、国際的に考えられているのが、年間1ミリシーベルトに管理しておれば、それで健康影響というのは事実上無視できる水準になるであろうということ。それから、食品安全委員会のほうの評価でも生涯累積で100ミリシーベルトまで見ていっても、それよりも小さな被ばく量であればほとんど科学的にあるかないかわからないくらい小さな水準になっているということ

がありました。そういったことを受けて決めた水準ということですが。

ですので、放射能については可能なのであれば少なくともしようということが1点目と、では、ゼロがいいのかということ、それはそれで難しいということで国際的にもここまで下げておけば十分であろうと言われている1ミリシーベルトに引き下げるという形にしたわけでございます。

言ってみますと、暫定規制値で採用していましたが5ミリシーベルトも国際的に勧告されている水準でありましたし、さらに、スライドのほうで御説明させていただきました、実際に流通している食品から摂取されている被ばく量というものも、実は500ベクレルの暫定規制値を運用していた当時の調査なのでした。それであっても、福島周辺であっても年間0.02ミリシーベルトぐらいにしかかかっていない。流通している食品というのはそこまで低くなっているということですので、暫定規制値でも安全性は確保できると考えられていたのだけれども、可能である限り低く基準値は設定しようということで、より一層の安全ということでやらせていただいた。安心という言葉がついておりますけれども、それは安全の確保に付随的についでくるものであると思っておりますので、第一義的な目的というのはより一層の安全の確保ということだと思っております。

2点目ですけれども、下限値なのですが、新基準値というのは100ベクレルという基準値の上限のものをずっと、半分の割合ですけれども、1年間食べ続けても1ミリシーベルトという水準に達しないようにと計算しています。ですので、極端にいいますと、検査としては、100ベクレルを超えるかどうかということだけ検査すればよくて、100ベクレルより下の値というのは別に調べる必要はありません。

しかしながら、下限値というものを厚生労働省でも20ベクレルに置いてくださいと設定しているのですけれども、それはなぜそういう基準を置いているかといいますと、20ベクレルぐらいまではかれる精度で検査をすれば、100ベクレルを本当に超えているか超えていないのかの判定の正確さが非常に増すので、いい加減な検査にならないように20ベクレルまではかれるぐらいの高い精度で検査をしてくださいという意味で、20ベクレルという検出限界値を置かせていただいております。

ですので、ただ検査の適否、合格、不合格の判断だけであれば100ベクレルを超えていました、超えていませんでした、それだけで実は事は足りているのですけれども、その値を公表するのは情報公開という意味合いで、実際にはかった測定の値というものは全て自治体の皆さん、生産者の御協力のもとに公表させていただいている。検出下限値を下回った場合は検出下限値がどこまではかったのかということをしつかり公表する。そういう情報公開の観点でやらせていただいているということになります。

○佐藤教授（いわき明星大学） よろしいでしょうか。

○質問者A ありがとうございます。

○佐藤教授（いわき明星大学） 先ほどちょっと出てきました、今回の国際規格を決めておりますコーデックス委員会というところですが、話題はちょっとずれますが、例

えばイタイイタイ病とかあるいは水俣病のカドミウムとか有機水銀の摂取量など、健康に対して影響がでない基準を決めている国際機関でございます。

それでは、また別な御質問がある方、手を挙げていただければと思います。

では、前から4番目の方。

○質問者B いわき市で調理員をやっております赤津と申します。

自分の仕事に直接というわけではないのですが、自宅で田んぼとか畑をつくってましたので、去年から興味を持っていろんな基準を見ていたのですが、どうしても最近インターネットの中でいろんな情報が錯綜するというか、お米の全袋検査なのですが、今度はベルトコンベアー式の検査機器を使うということで、去年、大丈夫ですという知事の発言の後にいろいろ数値が高かったというのが出て、私などもかなりがっかりしたのです。

今年は全袋検査をするからということでもかなり力を入れてPRされているのですが、検査機器が去年まで使われていたものと、今年はベルトコンベアーでやるものでどれぐらい性能が違うのかという疑いがインターネットなどでは出ているのです。そういう声に対して、JAなり国の方はどう答えていくというか考えてらっしゃるのかなと思ひまして、そこが一番。お米というのは、毎日食べたいものですし、玄米などで食べて健康を今まで維持してきたという人もいますので、そういう点で一番興味がありますので、ちょっと聞きたいなと思ひました。

○佐藤教授（いわき明星大学） 今の御質問は、昨年までやられていた検査機器とことしの検査機器、もう一つ、検査体制というものも若干絡んでくるのかなと思ひます。いかがでしょうか。

○根本氏（いわき市農業協同組合） わかっている範囲でお答えしたいと思います。昨年まではこの機械は使っていなかったのです。1ヘクタール当たり何点くらいという形である程度点数を決めまして検査をしました。これはゲルマニウム半導体というものでそれぞれ検査をしたわけでございますが、今年それを通り抜けてしまった米が出てしまった。それは自分のうちで食べる米だったのものを調べてねということを出したら、出てしまったということだったものですから、県のほうでは、自分のうちの保有米まで全てやりましようということをやっているわけでございます。

今回のベルトコンベアー式の機械なのですが、これは約1年かけて、我々JAいわき市が購入しようとする機械は島津製作所というところで、主に医療機器をつくっている、我々が病気のときに検査を受ける機械をつくっているところなのですが、そちらのほうでつくったもので、大体15秒で1袋検査するというので、最低下限値が10ベクレルということで、それで検査をしようということで計画を立ててございます。

そんなことですから、お米はとれたものについては全て検査のほうに回していただいて、検査を受けていただきたいと思ひます。

○佐藤教授（いわき明星大学） では、安岡さんのほうからも。

○安岡（農林水産省） 今、根本さんがおっしゃっていただいたのでほぼ網羅されている

なのですが、少しだけ補足を、新しい検査機械に関して御不安もあるかもしれないので御説明しておきます。

今、普通の放射性物質検査も2種類の検査機器を使っています。1つはゲルマニウム半導体検査器、これは非常に精度が高くて低い値まではかれる検査の公定法の機械です。ただ、これは非常に高価なもので1つずつ検査器も1トンを超えるような重たいものだったり、いつも液体窒素を使って冷やさなくてはいけないとかいろんな条件があって、全ての検査をこれで対応できるものではありません。

もう一つは、ヨウ化ナトリウム等のシンチレーション分析機、値段も安く、どこでも設置できるのでたくさん設定されています。この検査器では簡易検査、これは最終的にこういう値ですよと特定するのではなくて、検査の精度はゲルマニウムに比べてやや劣りますけれども、その検査器を使ってその検査器で50ベクレル以下だということがわかれば、絶対に100ベクレルを超えることはないという精度は確保できるので、スクリーニング法というルールを厚生労働省のほうでつくって、そういう簡易な方法でも判断できるようにしています。それは逆に台数がたくさんできるので、例えば牛の全頭検査などもそういう機械を使いながら検査点数を確保しているのが実状です。

今度導入される全袋検査器というのは、簡易検査、スクリーニング法として使われているヨウ化ナトリウム等の検査器と同じものです。ベルトコンベヤーで全自動に動いていたりするという点はあるものの同じ仕組みです。いいところもあって、先ほど量の話がありましたが、今回の米袋は30kgのため、出ている放射線量も多くなり、検査の精度を確保する上では都合のよいものです。このため、検査精度は高く、非常に短時間で測れるということがあって、全自動でどんどん測れているということがあります。

もう一つは、検査精度を確保するために、そういう放射線を検出する結晶のサイズを大きくしています。私たちも協力して機械を一つずつ確認していますが、スクリーニング法で定められた検出下限値が25ベクレル以上という精度は確保されていると聞いています。  
○佐藤教授（いわき明星大学） その装置をつくっている島津製作所という会社なのですが、非常に大きな会社でございまして、放射能濃度を測定する機器を専門としてつくっている会社ではなく、いろんな種類の分析機器をつくっている大きな会社でございまして。ですから、そのような分析機器のノウハウを使って、恐らくそのようなベルトコンベヤーの放射能測定装置もつくっているのではないかなと思います。

よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

○質問者C いわき市教育委員会の内蔵と申します。実際に今日、このように食の安全フォーラムということで、見渡すとほとんど立錫の余地もないぐらい、この手の講演会の中ではトップクラスの出席される会だと思います。言いかえれば、よほど食に関して市民の方々、皆さん非常に関心もあるし不安もあるだろうし、お聞きしたいこともあったからだと思います。

そこで、こういった機会があるから、我々もこういうやりとりができたと思うのですが、私も行政マンの1人ですので、適切な情報を的確な手段で市民に伝えるというのが、一番大事な我々の仕事だと思うのですが、こういった国の方とか消費者団体の方とかJAの方も含めていらっしゃる場を複数回設けるのは難しいかと思うのですが、例えば今年度内にこのフォーラムというか、食品中の放射性物質の対策についてという題で、比較的市内でも大きな地区と言いますか、小名浜であったり勿来であったり、または四倉であったり、そういった3カ所程度、年度内にこういったミニ版、ミニフォーラムという形で適切な情報を市民の方に伝えていただく機会を設けていただきたい、それが1点です。

これも会場であったり、内山会長さんとか根本さんなども毎回毎回は大変だと思いますが、地区地区にはそれなりの方々がいると思うのです。できれば説明一遍だけではなくて、このように司会の方がいて、県の方、市の方、消費者の方、JAの方みたいな感じでやりとりができるような場を設けていただくと、それなりに市民の方の理解が深まるのではないかとこのことの考えの提案です。

もう一つは、私も学校給食に携わっている身なのですが、非常に適切に市民の方々に情報を伝えているつもりなのですが、例えば福島県産の牛乳はうちの子供には飲ませないでくれとか、同じようにハウス栽培というか、屋根のあるところの農作物ならいいけれども、露地ものは食べさせないでくれとか、これは非常に根拠のない心配なのです。

これも食に関して子供を持つ親御さんであったり、家族を思う上での思いかと思うのですが、基本市中に出回っているものというものは全部安全だから出ているわけです。そういったことをもう少し理解していただければ、震災前は地産地消ということで、いわきの野菜、先ほど内山会長からもありましたとおり、果物もおいしく野菜もおいしい魚もおいしいというところだったので、そういったいわき市民の方ですら、いわきのものは食べさせないでとか、お米だったら東北産はもとより北海道か関西以西から持ってきたものを子供に食べさせてくれとか、そういう親御さんも現にいらっしゃいます。先ほど言ったとおり、心配された上での意見なのかもしれませんが、そういうことではなく出回っているものはみんな安心ですよと言うと、では、うちの子どもは学校の給食は食べさせませんからとなってしまうのです。そういうことも踏まえて、適切な情報を機会を設けてやっていただきたいというお願いです。

もう一つは、今日は約200人程度来ているかもしれませんが、本来、うちは34万8,000人も人口がありますので、20万人、ですからここにいる人たちの約1,000倍の方に聞いてもらいたいような中身なのですが、それは物理的に無理ですし、佐藤先生が幾ら出前講座をやったにしても1,000回は無理だと思います。そこで、一つの提案なのですが、今日いただいた資料の中で、食品と放射能のQ&A、これは消費者庁さんのほうの作ですね。この資料は非常にわかりやすいと思うのです。例なども的確ですし。今日の資料の1、2、3もよろしいのですが、若干小学生、中学生等で親御さんに配ってねというのもどうかと思ったので、まず中学生であればこういった中身であれば十分理解できる

中身だと思いました。

ですので、小学生というのはこのいわき市に先生も入れると2万人いるのです。中学校は先生も入れて1万人、合計で3万人なのです。高校生、大体99.何%は市内の高校に行きますので、高校生も3カ年とすれば中学生と同じ数だと思うので、1万人。合計4万人、これは先生もみんな入っています。4万人の子どもたちにいわゆる食に関するPRだから、子供さんたちのほうに的確な情報ということで、消費者庁の石川さんいわき市の佐々木さんをお願いすることなのですけれども、4万部を例えば学校宛てということでお配りするというのは非常にPRする価値があることだと思います。

ただ、4万部といっても、カラー印刷ですし、きちんととめてあるから、1部100円200円ではできないのかもしれませんが、仮に200円だとしたら4万部ですから800万、400円だとすれば1,600万と大変少ない金額ではございませんが、こういったわかりやすい資料をきちんと学校からいただいてきたよとなれば、私はそれなりに読んでくれると思います。14万世帯ありますけれども、全部のいわき市民の全部の世帯に配るのだったら何千万です。ただ、単身の方もいらっしゃるし、役所から来る書類もほとんど目を通さない単身の若い方も多いので、無駄になってはしようがないので、子供さんがいる家庭に行くというのであれば、非常に有効な手段であるかと思えますし、これだけ送ってはだめだと思います。

そこで市の災害対策の佐々木さんの部署になるか保健所なのかわかりませんが、きちんとこういった、これはA4ですね、広げればA3です。A3の裏表のいわゆる4ページくらいのモノクロで結構ですから、保護者の皆さんへ、市民の皆さんへでもいいですから、こういう指針はこういったものでお配りするのですと。あわせて、ホームページのこういうところを見ると非常にわかりやすいものが出てきますよとか、あとは青いはっぴを着ている新妻係長の部分も、自分たちで調べる気であれば、親御さんなどは子供のためだったら幾らでも調べますから、そのためにも市のこういったホームページ、「見せます！いわき」という検索のロゴとあわせて、非常に有益な情報源だと思います。こういったものをできれば各市民の方にお知らせしたいですけれども、限りもありますので、今みたいな学校を通じて配るとか、あとは朝の通勤のときにFMいわきで大体7時30分に水道は安全ですよということをコミュニティーFMやっているのです。ああいう形も含めて何か検索するきっかけを放送しながら、そういったもので市民の方々に広くお知らせするというをお願いしたいと思います。

○佐藤教授（いわき明星大学） わかりました。

幾つか質問の内容があったと思うのですけれども、まずこういったようなフォーラム、あるいはミニフォーラムというものを開催できないかどうかということが1つ、そして、放射線や放射能に関する分かり易いパンフレットを作成し色々な場所に配付できないか、というのが2つ目の質問かなと思いました。

まず、フォーラムができるかできないかというのは、今回の主催者からご回答頂きたい

と思います。

○司会（消費者庁・石川） 消費者庁ですけれども、これが終わってから、開催に向けていわき市の鈴木さんと、星課長もよろしいですか、お話をさせていただいて、スケジュールもあるでしょうけれども、今年度中の開催に向けて検討します。お約束いたします。

Q&A については、消費者庁のホームページからどなたでもダウンロードできるようにはなっていますけれども、今の御指摘もなるほどというところもありますので、ライツの関係はフリーですから、実現に向けてできることから検討していきたいと思います。

○佐藤教授（いわき明星大学） それでは、後ろのほうで御質問があったように思います。時間が遅れまして済みません。マイクのほうをお願いします。

○質問者D 時間が迫っているところ済みません。消費者の立場でお伺いしたのですけれども、いわき市で加工食品などの放射性物質を検査した結果を市のホームページで公表されておりますけれども、そこにはメーカーの名前が載っていないのです。検査した内容なので、安心・安全なものを買いたい。でも、買えない。なぜ、載せていないのか消費者としてはそこが知りたいのですが、せっかく検査しているものなので、牛乳なども心配で飲めないようなお母さんたち、子供さんたちに与えられないでいる、学校給食などでもせっかく出ているお母さんたち、子供さんたちに与えられないでいる、学校給食などでもせっかく出ているお母さんたちもいるということがたくさん聞かれているので、そこら辺をお答えいただきたいと思うのですが、御都合あるのかどうか、ちょっと大変でしょうけれども、もしよろしければお願いします。

○佐藤教授（いわき明星大学） それでは、今の質問に対する回答をお願い致します。

○佐々木（いわき市役所） では、検査をなさっています保健所さんもきょうはいらっしゃっているものですから、そちらにバトンタッチします。

○いわき市保健所 いわき市保健所の結城と申します。食品の放射性物質の主に加工食品の検査のほうを担当させていただいております。

今、実際に行った食品の会社名の公表というお話なのですけれども、通常、今までは放射性物質ではなくていろんなお惣菜とかかまぼことかいろんな食品の規格とかあるのですが、それについて細菌検査をずっと昔から保健所ができてからやっております。その中で、それらについて公表というものは全くしておりませんでして、内部資料といいますか指導なり指導につながるような検査として行ってきたのですけれども、今回の放射性物質という問題につきましては、検査した内容を外に出さないわけにはいかないということもありまして、市民の皆さんが実際に食べているお惣菜とか、この間も旬のさんまとかそういったものが出てきましたので、お寿司屋さんに行ってもさんまの握りとかそういったものを検査しまして、皆さんにアピールしていこうというのが目的となっておりますので、会社名を出して検査結果がよければいいのですけれども、少しでも基準値内の30でも40でも出てしまった場合、皆様がどうしても40よりは30、30より20というところを選んで買ってしまおうと、企業のイメージダウンという公表の仕方をしてはいけないということがありますので、会社名とかそういったものは一切出さないようにしています。

検査結果は私たちのほうでも数値はホームページに載せておりますし、保健所の正面玄関のホワイトボードのほうにも小さいのですけれども、毎週検査を行ったら必ず検査した結果については数値が高かろうが低かろうが全て載せておりますので、そちらのほうをごらんになっていただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○佐藤教授（いわき明星大学） それでは、まだまだ御発言をいただきたいのですけれども、終了時間が近づいてきております。そこでどうしても質問したいという方がおりましたら、まだあと2～3分残っておりますので、御質問したいという方がいらっしゃいましたぜひ、手を挙げていただければと思います。いらっしゃいませんか。

○質問者E 時間迫っているのに済みません。うちでは井戸水と水道水と両方使っているのですけれども、隣の家は井戸水だけだったり、2～3軒先は山から引いた水。先ほどおっしゃっていた遠野地区なのですけれども、山のほうなものですからうちの者もお茶は井戸水のほうがいいのか言ったりしまして、両方使っているのです、役所のほうに行って井戸水を検査してもらいたいと言ったら、水道を引いているところはだめですと言われたのです。そうすると調べることが多くなってしまうからでしょうか。そうですか。

○佐々木（いわき市役所） 基本的にはたくさんというよりも全地区のところをまんべんなくはかるという目的があったかと思うのですけれども、より詳しいところは保健所からお願いします。

○いわき市保健所 横のほうから済みません。同じく保健所で放射線健康管理センターということで井戸水の検査を担当しています野田と申します。よろしく申し上げます。

先ほど佐々木のほうから説明があったのですけれども、いわき市内は水道水が行っていないところがすごくたくさんあるのです。そこの方々というのは井戸水に生活用水を頼らざるを得ないということで、まずはそちらの方々の検査を進めさせていただいております。

ただ、昨年11月ぐらいから検査のほうを進めさせていただきまして、ようやく先が見えてきたかなという状況でありまして、お客様のような水道もあるのでございますけれども井戸水もお使いになられている方々もいらっしゃるのは重々私どもも知っておりますので、まして井戸水はいろんなミネラルを含んでおりますから、非常においしい水でございますので、そういった方々の検査もできるように準備しておりまして、近いうちにこんな形でやりまますよということで公表できるかと思っておりますので、済みませんが、もうしばらくお時間いただければ御案内できると思っておりますので、はっきり申し上げられないのが非常に心苦しいのですけれども、本当に間近に御連絡できるかと思っておりますので、お待ちください。

○佐藤教授（いわき明星大学） もう間近だということなので、もうしばらくお待ちください。

それでは、予定しておりました時間になりましたので、意見交換を終了したいと思います。皆様熱心な御議論、ありがとうございました。時間の都合上、発言いただけなかった

方、大変申しわけございません。

これをおもちまして、本日の意見交換会を終了させていただきます。ありがとうございました。

○司会（消費者庁・石川） それでは、皆様、お帰りの際にお配りしておりますアンケートに御記入の上、御退場をお願いいたします。